

第3期会津若松市中心市街地活性化基本計画

令和5年3月

会 津 若 松 市

目 次

第1章	中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
1	地域の概況	1
2	地域の現状に関する統計的なデータ	10
3	計画の位置付け	19
4	中心市街地の位置	20
5	中心市街地の区域	21
6	地域住民のニーズ等の把握・分析	22
7	新たな計画の策定に向けて	33
第2章	中心市街地の活性化のビジョン	36
1	基本理念	36
2	中心市街地の課題	38
3	基本方針	39
4	計画の期間	42
5	中心市街地活性化の目標	42
第3章	個別事業	45
1	基本方針1と2に沿った事業	45
2	基本方針1に沿った事業	51
3	基本方針2に沿った事業	54
4	フォローアップの方針	56
第4章	その他の事項	57
1	これまでの計画の策定経過と前計画の検証	57
2	中心市街地活性化協議会	64
3	市民協働による取組	69
4	第3期計画の策定経過	72

1 地域の概況

[1] 市の位置、地勢・気候

会津若松市は、福島県の西部、会津盆地の東南に位置し、地形は東西に約 20km、南北に約 29km、市域面積は約 383 km²であり、海拔は 218.32m です。

東は全国 4 位の面積を持つ淡水湖、猪苗代湖を境とし、南には溪流や山岳などの豊かな自然に恵まれた芦ノ牧温泉があり、西は宮川を境としています。また、本市を南北に阿賀野川水系阿賀川が流れており、新潟県を経て日本海に注いでいます。

気候は、年平均気温約 12℃、年間平均降水量は約 1,200mm となっており、内陸盆地特有の気候を示し、夏期は太平洋側の気候で蒸し暑く、冬期は日本海側の気候で好天が少なく降雪量が多くなっています。



[2] 市全体及び中心市街地の沿革（まちの成り立ち）

会津若松市の沿革

会津若松市の歴史は古く、古事記や日本書紀などにも「相津」という地名が記されており、東と北の出会う重要な接点として位置付けられています。この「相津」が後に「会津」になったとされています。

城下町としては、至徳元年（1384 年）に蘆名直盛が「館」を築いたのが始まりといわれており、会津は戦国から江戸時代にかけて、蘆名、伊達、蒲生、上杉、加藤、保科、松平氏と数多くの名だたる大名が治めてきました。

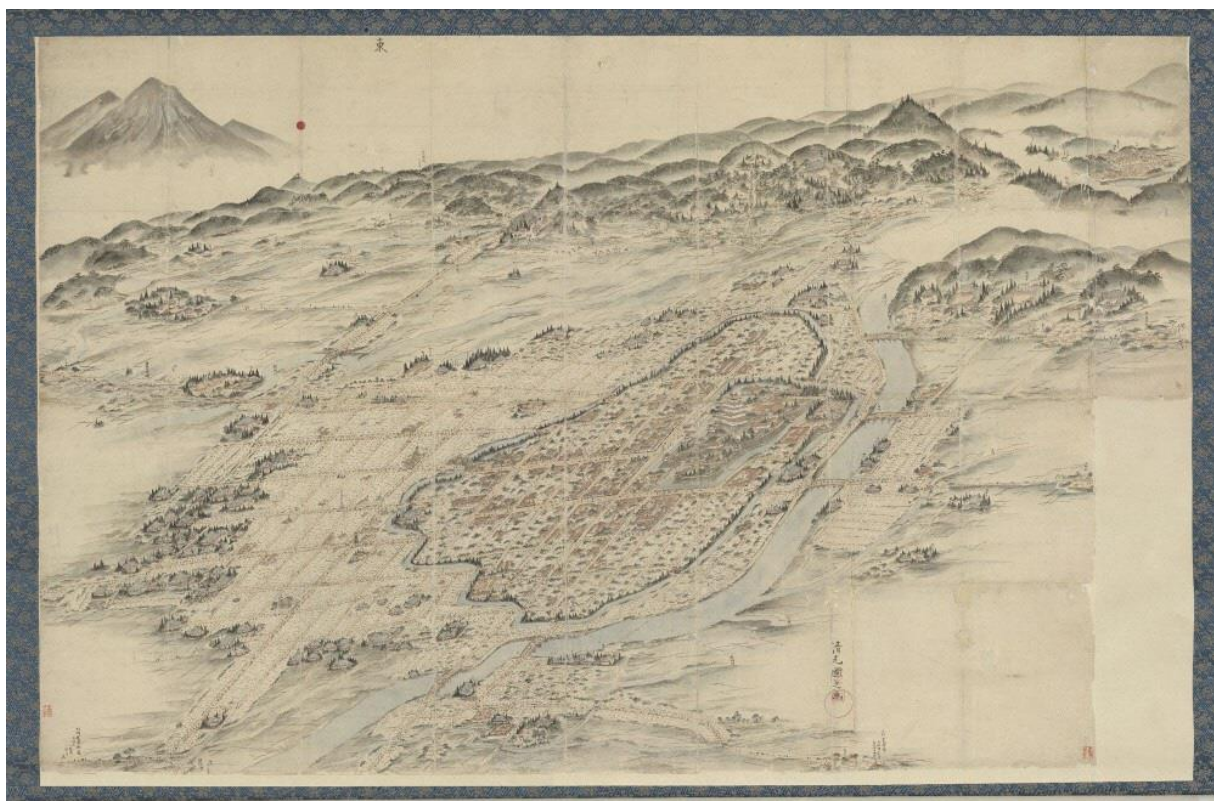
蒲生氏郷の時代に、従来の館を大改修して七層の天守をもつ城を築き、後世に残る城下町の再編・整備を行う中で、地名を「黒川」から「若松」に改称しました。その後、徳川三代将軍家光の異母弟である保科正之によって会津藩が確立され、白虎隊の悲劇でも有名な戊辰戦争で武家時代が終焉を迎えるまで、会津は東日本の一大拠点としてその名を歴史に刻んできました。

明治 32 年 4 月に県内初の市制を施行した本市は、昭和 12 年に町北村の一部と、昭和 26 年に町北村と、昭和 30 年には北会津郡 7 村及び本郷町小谷と合併し、市名も「若松市」から「会津若松市」と改め、名実ともに会津地方の中核都市となりました。それから半世紀が経過し、平成の大合併の中で、平成 16 年 11 月には北会津村と、平成 17 年 11 月には河東町と合併し、現在に至っています。

中心市街地の沿革

蒲生氏郷により城下町づくりが着手され、上級武家屋敷を土塁で囲み、防衛を高める「総構」によるまちづくりが行われました。また、計画的な町割りが進められ、城の近くに侍屋敷を置き、外堀の外側には商人や職人が住む町家が配置されました。

こうした蒲生氏郷による城下町の再編・整備は、文禄2年（1593年）にほぼ完成し、本市の中心市街地に当たるエリアは、「若松城下町」として形成され、発展しました。



出典：会津若松市デジタルアーカイブ「若松城下絵図」

戊辰戦争を境に町方社会へと転換後、明治から昭和にかけ、鉄道の開通や会津若松駅の開設により、新たな市街地が形成されました。

その後、戦時中の疎開道路が舗装され、「神明通り」という市街地の新たな中心軸が形成されました。一方で、それまで軍用地や田畑として使用されていた土地が、学校や行政機関、住宅となり、市街地が拡大し始めました。

昭和40年代以降、既存の市街地であった大町と中央通り（国道118号）が開通することで市街地の再生が始まりましたが、市街地周辺部における市街化が進むとともに、郊外型住宅地の形成が見られるようになりました。

[3] 市における中心市街地の歴史的・文化的役割

城下町として発展してきた歴史と伝統ある本市は、戊辰戦争における白虎隊の悲劇や名城鶴ヶ城をはじめとする歴史的資源、広く活躍した先人たちの功績などにより、全国的に高い知名度を有しています。

歴史的・文化的資源

■文化財等

若松城（鶴ヶ城）天守閣【国指定史跡】

今から 610 年ほど前に、蘆名直盛が東黒川館を築いたのが始まりといわれ、蒲生氏郷が七層の天守閣を築き、その後、加藤明成の時代に現在のような五層の天守閣になった。

戊辰戦争では約 1 か月間の激しい攻防に耐え、難攻不落の名城として知られた。

明治政府の命令で取り壊されたが、昭和 40 年に再建、平成 12 年に干飯櫓と南走長屋を本格復元し、平成 16 年には展示内容をリニューアル、平成 23 年には天守を日本で唯一の赤瓦に葺替え、往時を再現している。

干飯櫓・南走長屋（ほしいやぐら・みなみはしりながや）

干飯櫓は、鶴ヶ城にあった 11 棟の二重櫓のうち一番大きいもので、食料庫に使われていたといわれており、干飯櫓と天守閣を結ぶ武器庫であった南走長屋と併せ、往時の工法や技術を用いて本格的に復元された。

茶室麟閣（ちゃしつりんかく）【県指定文化財（建造物）】

千利休の子「少庵」が、利休亡き後、会津領主蒲生氏郷に保護されていたときに本丸内に建てた茶室で、市民茶会などにも利用されている。

蒲生氏郷の墓（がもううじさとのほか）

今に至る城下町の整備と産業を興した五輪塔の氏郷の墓は、神明通り東側の興徳寺境内に辞世の歌碑とともに建っている。

西郷頼母邸跡（さいごうたのもていあと）

戊辰戦争で西軍が城下町に乱入した際に、家老西郷頼母の家族ら 21 人は辞世の句を残し自決。鶴ヶ城北出丸大通りには「西郷邸址」と記された石碑がある。

甲賀町郭門跡（こうかまちかくもんあと）【国指定史跡】

蒲生氏郷は城下町に 16 の郭門を設け、上級武士の住む郭内と、中・下級武士と町人の住む郭外とに分けた。

甲賀町口の石垣は、唯一現存する郭門石垣の一部である。

直江兼続屋敷跡（なおえかねつぐやしきあと）・山鹿素行生誕の地（やまがそこうせいだんのち）

上杉時代、執政の直江兼続の屋敷があり、関ヶ原の戦いのあとは蒲生忠郷の重臣・町野長門守（まちなのかみ）の屋敷になった。忠臣蔵の赤穂浪士を教育した兵学者・山鹿素行が生まれた場所でもある。

藩校日新館天文台跡（はんこうにつしんかんてんもんだいあと）【日本天文遺産】

日新館は鶴ヶ城の西側にあり、白虎隊の少年たちも文武を学んだ全国有数の学校であったが、戊辰戦争で焼失し、現在はこの天文台跡だけが残っている。

江戸時代の天文台の遺構として現存唯一のもので、天文学的にも全国的にも貴重な史跡であり、平成 31 年 3 月に「会津日新館天文台跡」として「日本天文遺産」に認定された。

阿弥陀寺（あみだじ）

境内には、戊辰戦争後に鶴ヶ城本丸から移築された「御三階（おさんがい）」や、戊辰戦争での戦死者 1281 名を埋葬した東軍墓地、新選組・斎藤一（藤田五郎）の墓がある。

西軍墓地（せいぐんぼち）

大町の東明寺にあり、戊辰戦争で会津に攻めてきた西軍のうち若松付近で戦死した将兵（薩摩、長州兵など 150 名）を埋葬している。



若松城（鶴ヶ城）天守閣



茶室麟閣



甲賀町郭門跡



阿弥陀寺・御三階



興徳寺（蒲生氏郷の墓）



藩校日新館天文台跡

■お祭り

会津まつり（9月下旬）

「先人への鎮魂と感謝、会津藩復権の祝いと喜び」を基本理念として、昭和 3 年に提灯行列から始まった本市最大のまつり。メインの藩公行列は中心市街地のほとんどの商店街を通り、多くの住民や観光客が訪れる。

十日市（とおかいち・1月10日）

毎年 1 月 10 日に行う会津地域最大の初市。400 年以上も前から続く伝統的行事で、大町札の辻（四ツ角）を中心に南に春日大明神、北に住吉大明神を市神として祀る。

縁起物や生活用品など様々な露店が並び、市内外から多くの人が訪れる。

お日市（おひいち・7月～9月）

蒲生氏郷が会津を治めていた時代から続くといわれる、町内ごとに祀られてきた神社・仏閣などのお祭りで、7月1日から市内各所で開催される夏の風物詩。

期間中には多くのお日市が行われ、町内のコミュニティ形成の場にもなっている。



会津まつり



十日市



お日市・田中稲荷神社祭礼

景観資源

会津若松らしい景観の形成のため、市景観条例に基づく景観重点地区として、「鶴ヶ城周辺地区」や「景観まちづくり協定地区」を指定し、景観に配慮した積極的な整備・修景に取り組んでいます。

また、本市には戊辰戦争の戦火を免れた江戸時代の建築物や明治、大正、昭和初期に建てられた蔵や洋風建築が多く残っており、会津若松らしい景観を形成するために重要な建造物を「歴史的景観指定建造物」として指定し、保存・活用を図る所有者等を支援しています。



福西本店



鈴木屋利兵衛



菊地金粉製作所

また、景観を形成する上で重要な森林、樹木、緑地等を「自然景観指定緑地」として指定し、自然景観の保全を図る管理者等を支援しています。



白露庭



諏方神社の森



実成寺の森

歴史的景観指定建造物（27 か所）

※「◎」＝国の登録有形文化財

（令和5年3月現在）

番号		建造物名称	所在地
1		菊地金粉製作所	大町一丁目3-39
2		株式会社白木屋漆器店	大町一丁目2-10
3		学校法人東明（旧小野寺蔵）	大町二丁目1-5
4		旧大島蔵	大町二丁目1-3
5		滝谷建設工業株式会社 会津若松店社屋	大町一丁目2-8
6		羽金家住宅	大町二丁目7-7
7		旧会津実業信用組合	中央一丁目4-9
8	◎	鈴木屋利兵衛	大町一丁目9-3
9		鈴善漆器店	中央一丁目3-28
10	◎	竹藤	中央一丁目2-7
11		旧郡山商業銀行 若松支店	大町一丁目9-8
12		宮泉銘醸株式会社	東栄町8-7
13		神禧堂薬館	上町3-24
14		会州一蔵	相生町7-17
15		旧若松庶民金庫	相生町7-2
16		會津壹番館	中町4-18
17	◎	福西本店	中町4-16
18	◎	日本基督教団若松栄町教会	西栄町8-37
19		旧黒河内胃腸病医院	中町1-20
20		渋川問屋	七日町3-28
21		花と陶器 永山	七日町1-30
22	◎	末廣酒造株式会社 嘉永蔵	日新町12-38
23		株式会社満田屋	大町一丁目1-25、26
24		会津天宝醸造株式会社	大町一丁目1-24
25		旧遠藤米穀店	中町1-24
26		田中稻荷神社	大町一丁目1-5
27		阿弥陀寺の御三階	七日町4-20

※ 上記のほか、指定候補の登録建造物が、中心市街地には32か所存在します。

自然景観指定緑地（3か所）

No.	緑地の名称	所在地
1	白露庭	追手町 6－6
2	諏方神社の森	本町 10－32
3	実成寺の森	大町二丁目 6－35

景観まちづくり協定地区（8地区）

No.	協定地区の名称	通りの名称
1	旧七日町町並み協定	七日町通り
2	七日町通り下の区町並み協定	七日町通り
3	博労町通り上ノ区町並み協定	博労町通り
4	七日町中央まちなみ協定	七日町通り
5	野口英世青春通り町並み協定	野口英世青春通り
6	町方蔵しっく通り景観協定	大町通り
7	会津ふれあい通り町並み協定	会津ふれあい通り
8	融通寺町町並み協定	本町通り

産業

本市では、漆器や酒、民芸品など伝統産業が受け継がれ、今もなお優れた地場産品が生み出されています。

特に、約 400 年の歴史を有する会津漆器（会津塗）は、天正 18 年(1590 年)、蒲生氏郷が、前の領地であった日野(滋賀県)から木地師や塗師を呼び寄せて、先端技術を伝承させ、漆工芸を奨励しました。

これによって会津塗の技術は、飛躍的な進歩を遂げ、漆の栽培から加飾までを一貫して手がける一大産地となり、国の伝統的工芸品に指定され、その品質は高く評価されています。

また、同じく蒲生氏郷の時代に始まり、藩祖保科正之の時代に発展したといわれている酒造も、全国でも有数の産地の一つになっています。

現在は、会津地域にある 30 前後の酒蔵のうち 9 つが市内にあり、福島県の全国新酒鑑評会金賞受賞数日本一 9 連覇に貢献しました。

さらに、本市は、肥沃な大地と清らかで豊富な水、盆地特有の寒暖の差が大きい気候など、農業に適した条件が揃った土地であり、会津米や会津みしらず柿、薬用人参など、高品質の農産物を産出しています。

こうした伝統を守る一方で、先端 I C T 関連産業・企業の集積を目的としたオフィスビル「スマートシティ A i C T（アイクト）」を整備し、首都圏等からの企業を誘致しています。

また、日本有数のコンピュータ理工学の専門大学である「会津大学」を拠点とし、産学官の連携による研究開発や情報技術の教育などの分野で地域に貢献しています。



会津漆器



会津清酒



民芸品（起き上がり小法師）



会津米



公立大学法人会津大学



スマートシティ A i C T

スマートシティ会津若松

本市では情報通信技術や環境技術などを活用し、健康や福祉、教育、防災、さらにエネルギー、交通、環境といった市民生活を取り巻く様々な分野での結びつきを深めながら、効率化・高度化していくことを目指し、将来に向けて持続力と回復力のある力強い地域社会、市民が安心して快適に暮らせるまち「スマートシティ会津若松」の実現に向けた取組を進めています。

スマートシティの定義・目的



国の一例：

先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組

会津若松市：

ICT（情報通信技術）を手段として様々な分野に活用し、ICT関連企業の集積により、新たなしごとや産業を創出し、先進的なデジタルサービスを地域に適用することで、地域課題の解決や市民生活の利便性向上を実現する取組

●魅力的な働く場があることで
住み続けられるまちに

●生活の利便性が高く、
快適で住みやすいまちに

●地域でデータを活用して
「まちを見える化」

- ・ 人口減少、地域活力の低下という課題に正面から向き合い、解決を図っていくため、スマートシティに取り組んでいく。
- ・ 全国の他の自治体におけるモデルとして、地方において大都市のような利便性、心豊かな暮らし、持続可能な社会や経済等の実現を目指す。

スマートシティ会津若松のビジョンと全体概要



- 「都市OS」を通して、市民のオプトインによりパーソナライズされたサービスを一元的に提供することが重要であると捉えている。
- 一方で、都市OSのみではスマートシティは成り立たないことから、企業や大学との連携、市民の理解などが必要不可欠。

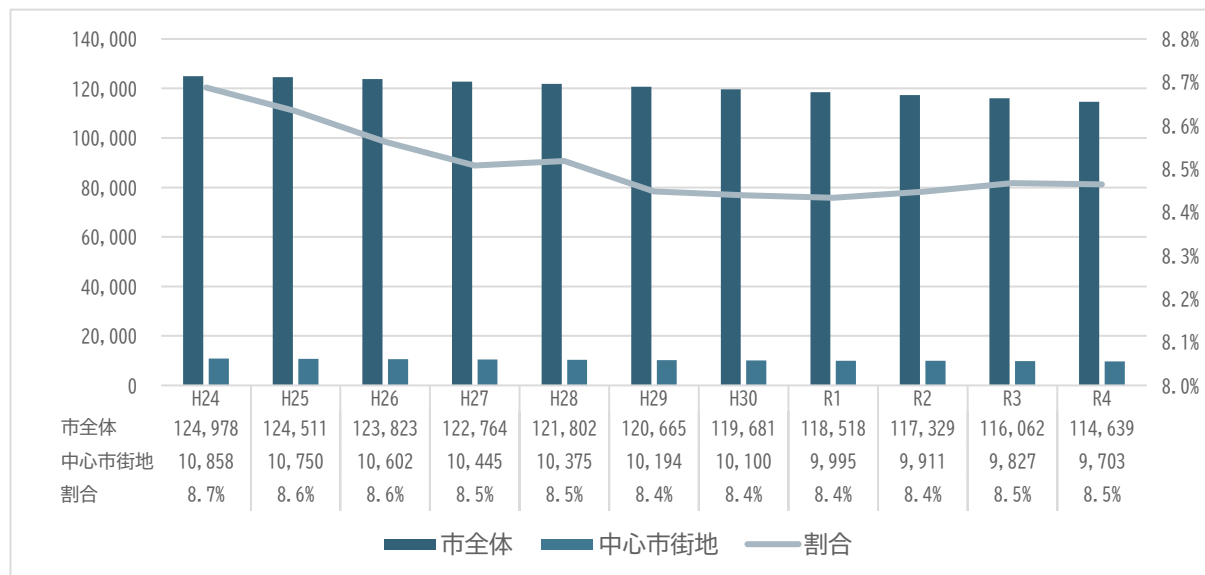


2 地域の現状に関する統計的なデータ

[1] 人口・世帯数

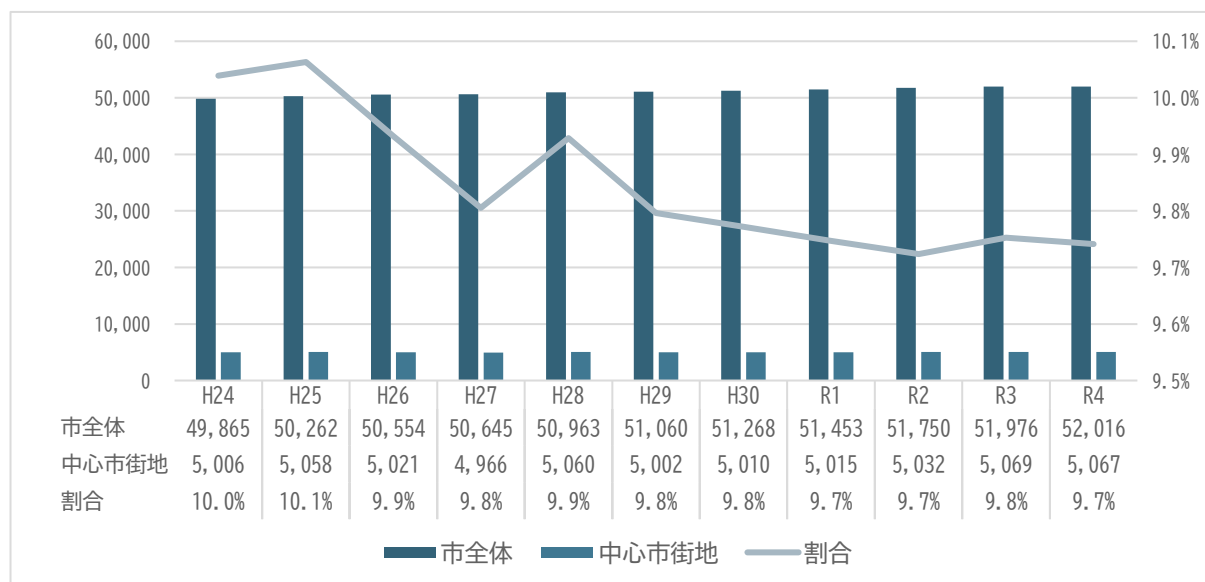
※各統計項目で示す「割合」は、本市全体における中心市街地の比率を示すものです。

人口（人）



出典：住民基本台帳（会津若松市、4月1日現在）

世帯数（世帯）



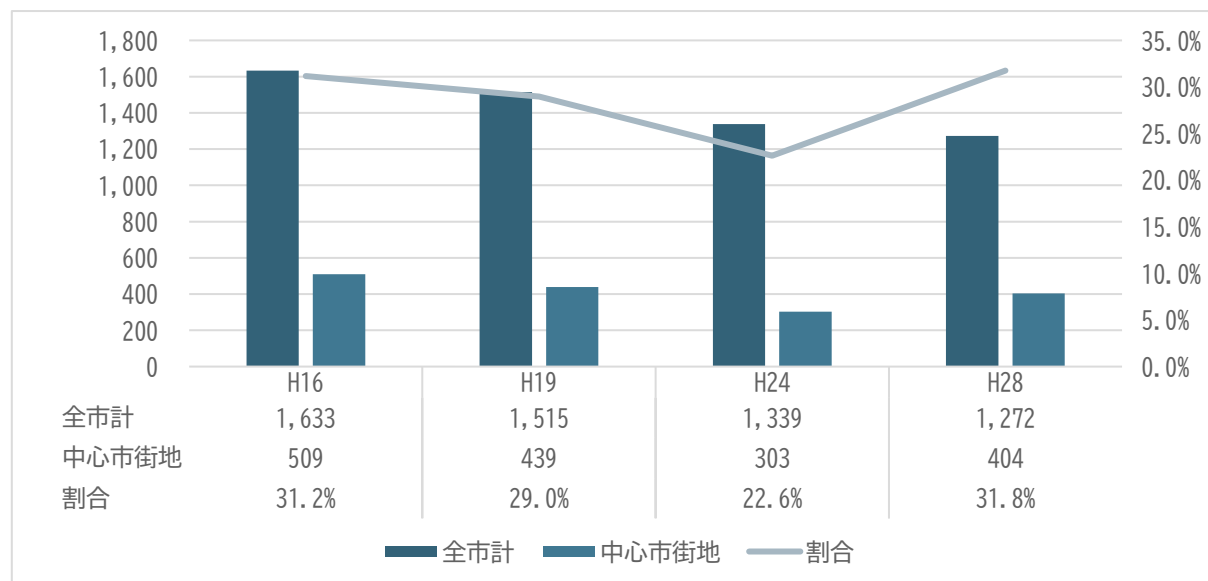
出典：住民基本台帳（会津若松市、4月1日現在）

※ 住民基本台帳における世帯数は、老人ホーム等の入居者それぞれを1世帯として集計するため、国勢調査の結果より多い。

[2] 商業

※各統計項目で示す「割合」は、本市全体における中心市街地の比率を示すものです。

小売業事業所数

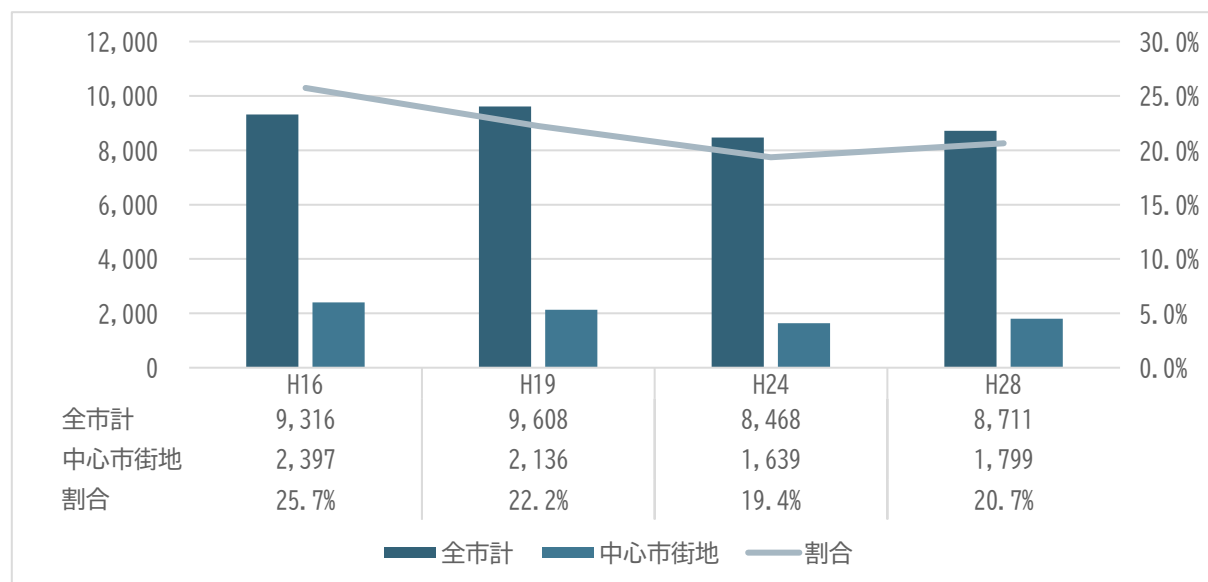


出典：商業統計調査（経済産業省）、経済センサス（経済産業省、総務省）、会津若松市

※ 平成 24 年、平成 28 年は「経済センサス活動調査」の「産業別集計（卸売業、小売業に関する集計）」より記載。平成 19 年以前の「商業統計」とは集計対象等が異なる。

※ 平成 16 年のデータには合併前の旧北会津村、旧河東町の数値を含む。

小売業従業員数（人）

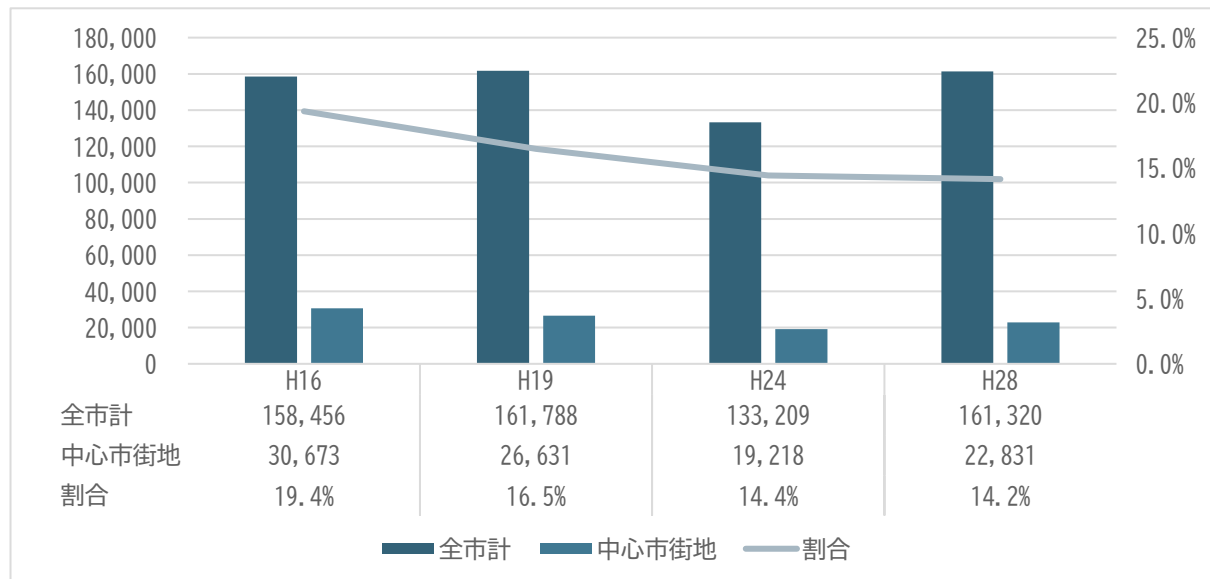


出典：商業統計調査（経済産業省）、経済センサス（経済産業省、総務省）、会津若松市

※ 平成 24 年、平成 28 年は「経済センサス活動調査」の「産業別集計（卸売業、小売業に関する集計）」より記載。平成 19 年以前の「商業統計」とは集計対象等が異なる。

※ 平成 16 年のデータには合併前の旧北会津村、旧河東町の数値を含む。

小売業年間商品販売額（百万円）

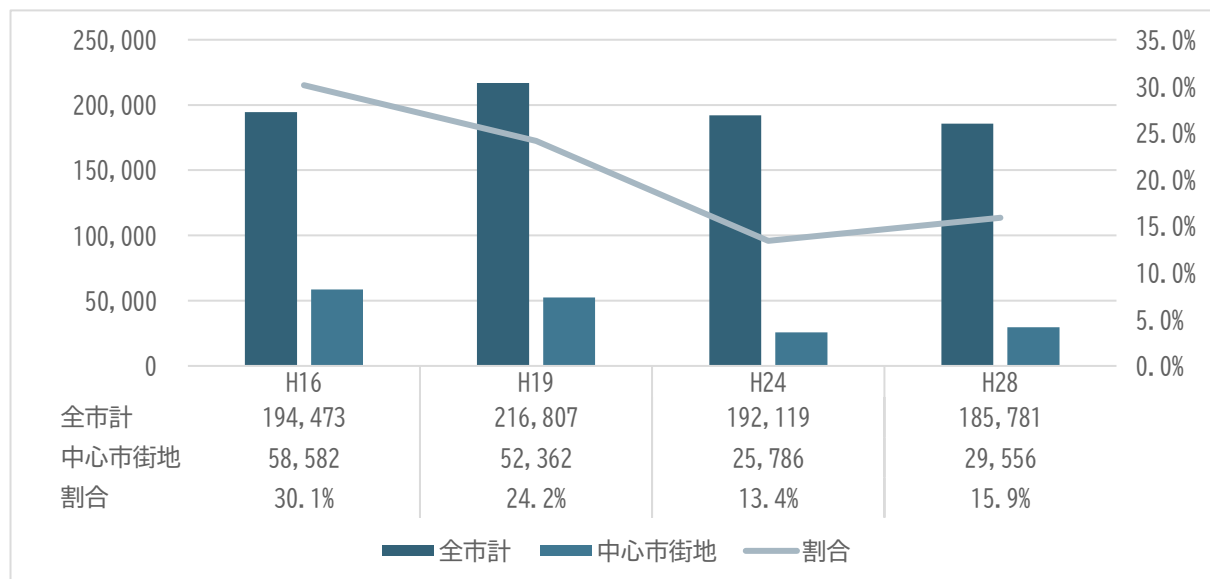


出典：商業統計調査（経済産業省）、経済センサス（経済産業省、総務省）、会津若松市

※ 平成 24 年、平成 28 年は「経済センサス活動調査」の「産業別集計（卸売業、小売業に関する集計）」より記載。平成 19 年以前の「商業統計」とは集計対象等が異なる。

※ 平成 16 年のデータには合併前の旧北会津村、旧河東町の数値を含む。

小売業売場面積（㎡）



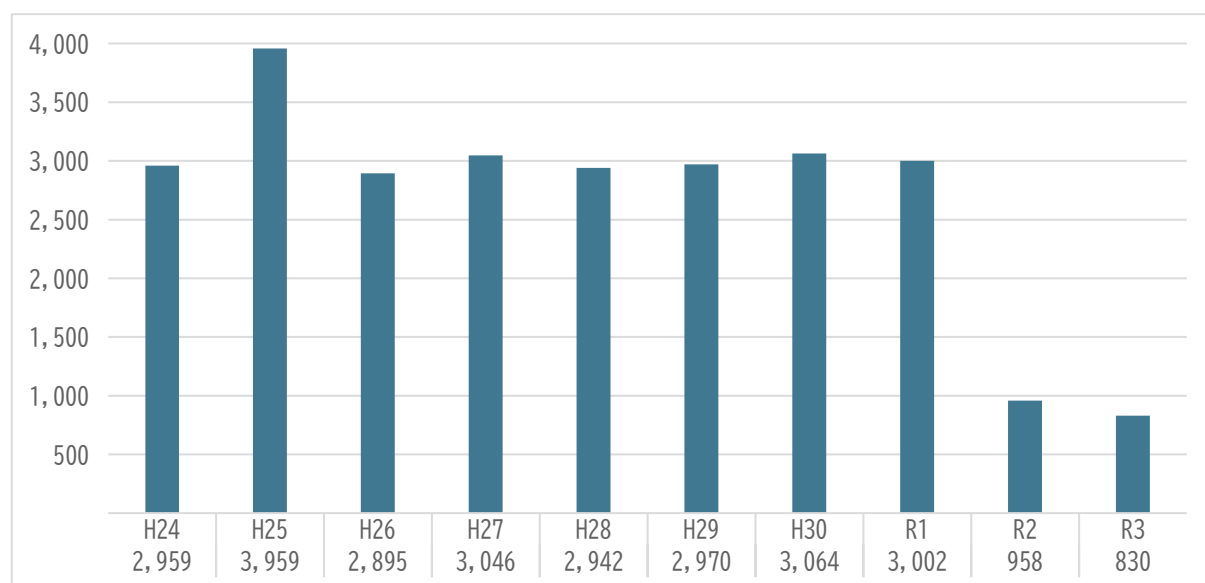
出典：商業統計調査（経済産業省）、経済センサス（経済産業省、総務省）、会津若松市

※ 平成 24 年、平成 28 年は「経済センサス活動調査」の「産業別集計（卸売業、小売業に関する集計）」より記載。平成 19 年以前の「商業統計」とは集計対象等が異なる。

※ 平成 16 年のデータには合併前の旧北会津村、旧河東町の数値を含む。

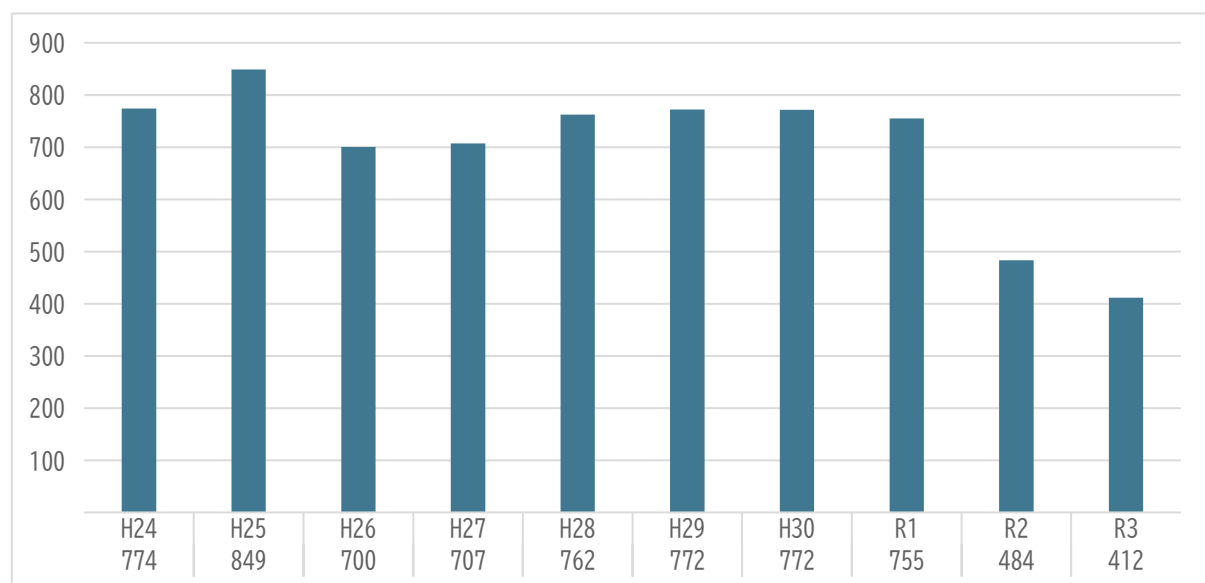
[3] 観光

観光客入込数（千人）（年間）



出典：会津若松市

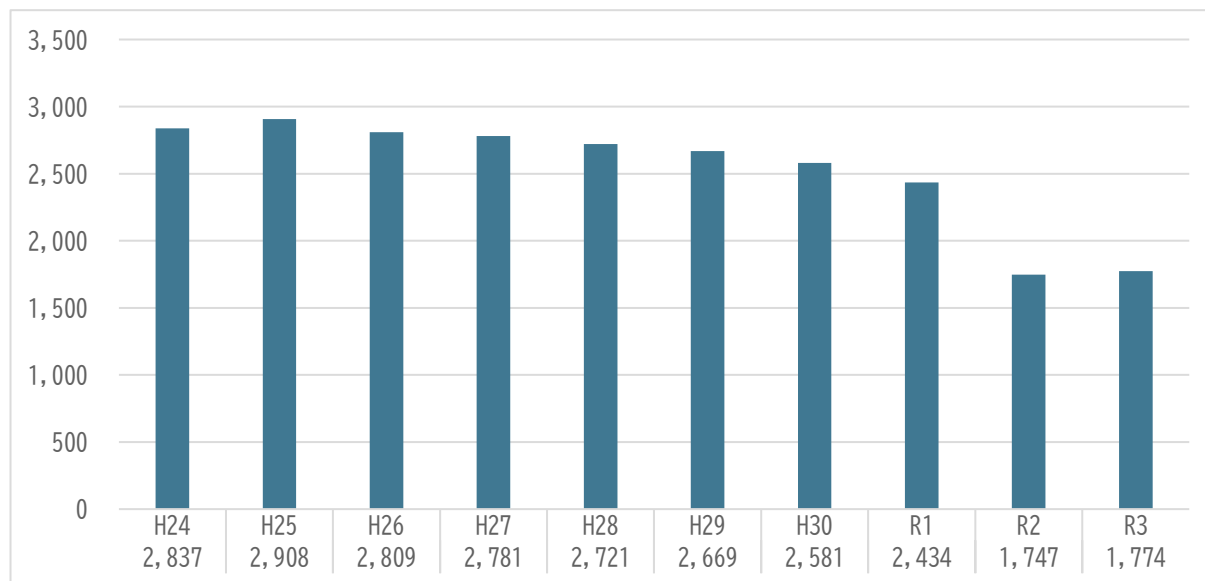
温泉街利用者数（千人）（年間）



出典：会津若松市

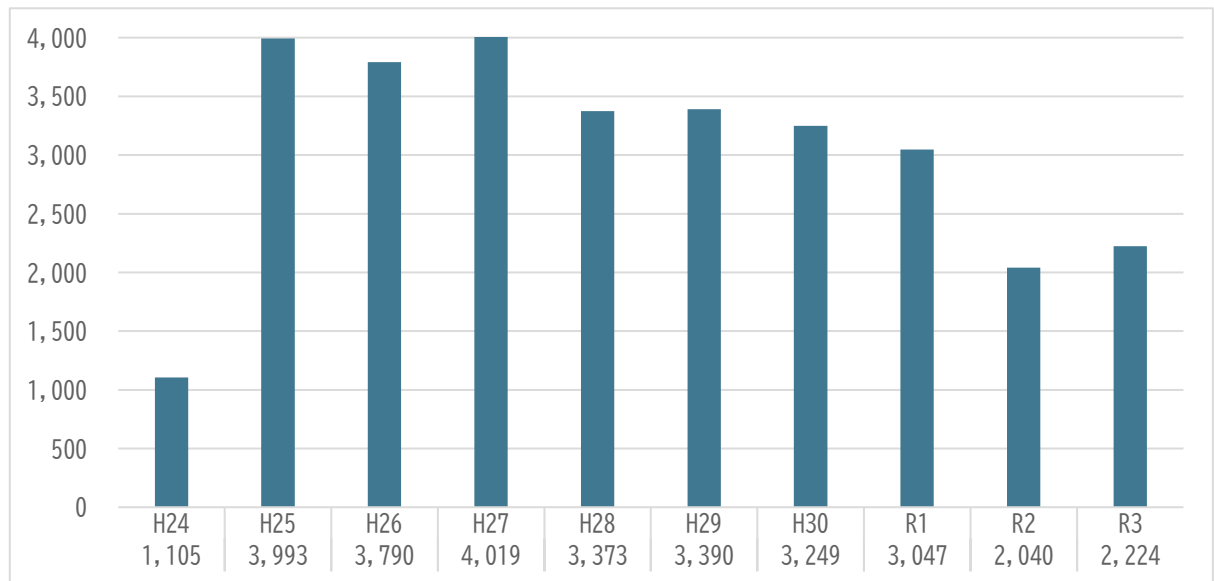
[4] 交通

J R会津若松駅乗車人員（人）（1日あたり）



出典：J R東日本ホームページ

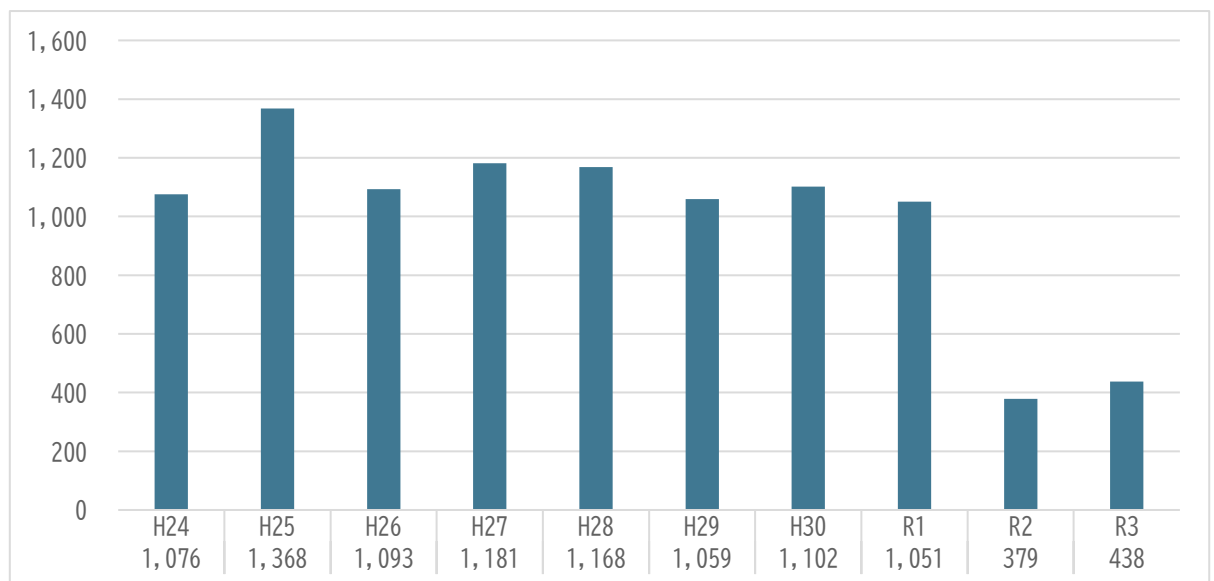
市内路線バス利用者数（人）（１日あたり）



出典：会津若松市

※ まちなか周遊バス等の利用者数を除く。

まちなか周遊バス等（人）（１日あたり）



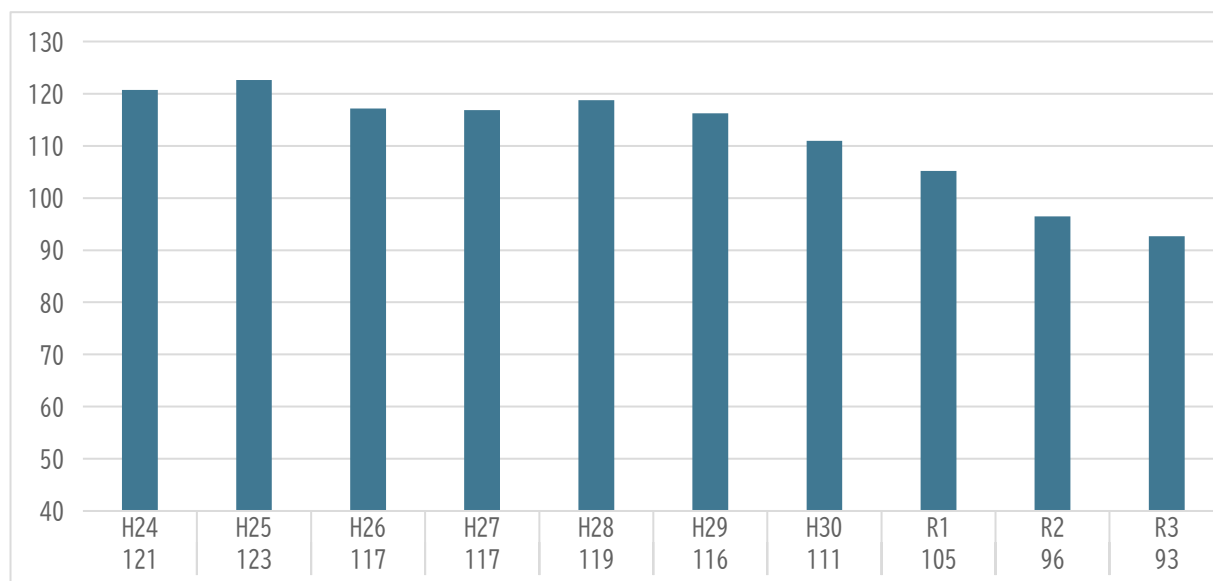
出典：会津若松市

※ 平成 24 年度～平成 28 年度は、まちなか周遊バス（ハイカラさん、あかべえ）、病院循環バス（ひまわりくん）、まちなか循環バス（エコろん号）の合計。

※ 病院循環バス（ひまわりくん）は平成 29 年 3 月末までの運行だったため、平成 29 年度からは、まちなか周遊バス（ハイカラさん、あかべえ）、まちなか循環バス（エコろん号）の合計。

[5] 中心市街地の公共公益施設

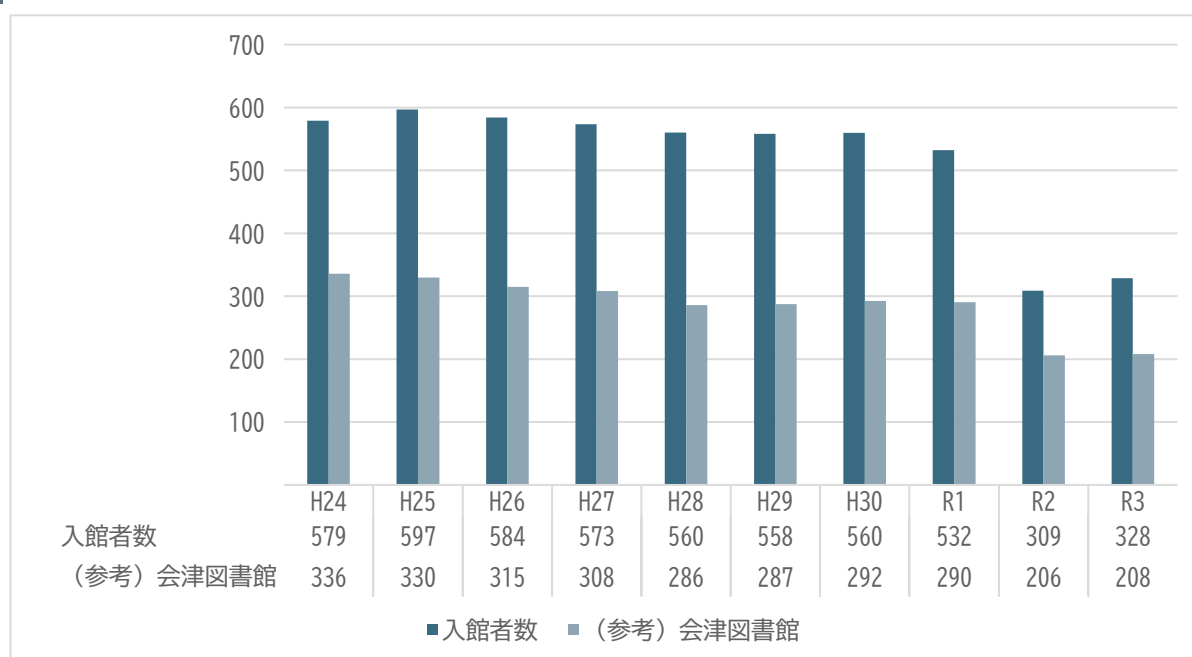
市役所窓口対応件数（千件）（年間）



出典：会津若松市

※ 市民課と税務課の窓口対応件数の合計

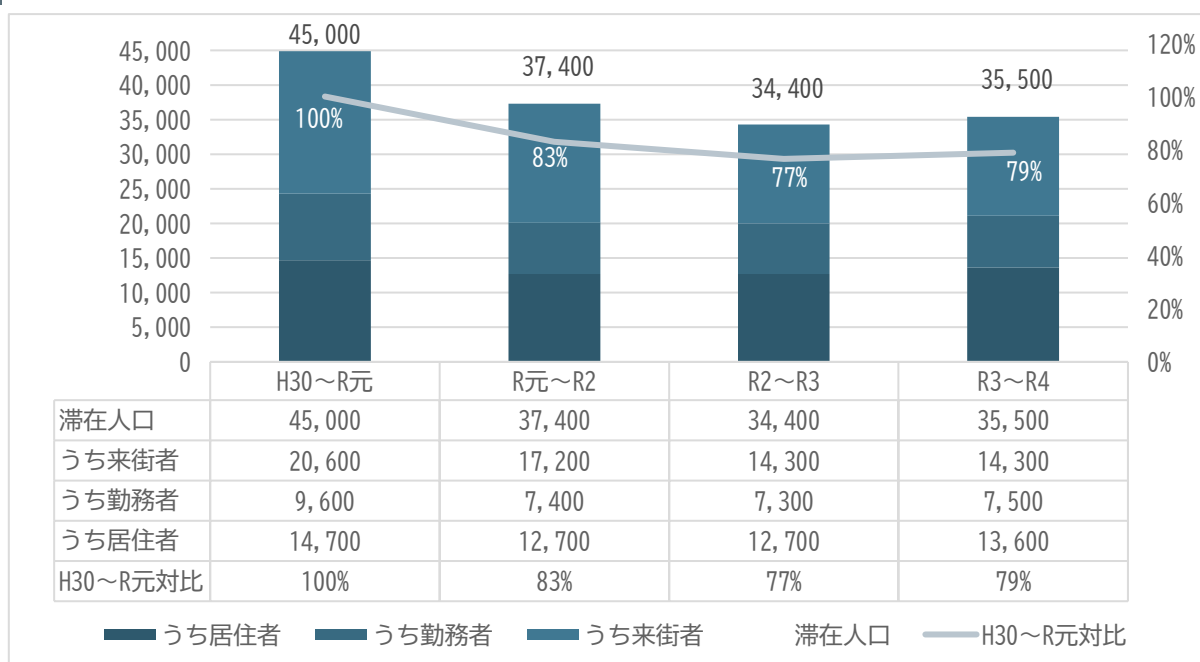
生涯学習総合センターの入館者数（千人）（年間）



出典：会津若松市

[6] 中心市街地に関する人流・位置情報統計

1日あたりの滞在人口

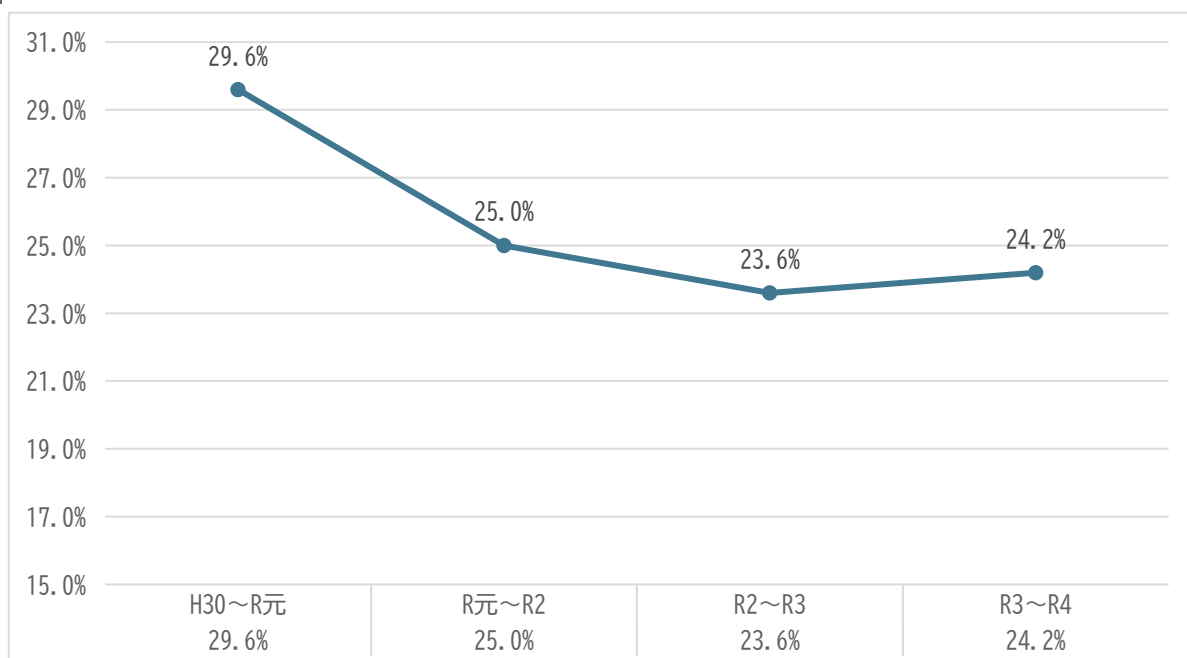


集計条件：1年間（7月1日から6月30日までの期間）に、神明通り北交差点を起点とした半径約1kmの範囲に30分以上滞在した人数の推計値

出典：KDDI・技研商事インターナショナル「KDDI Location Analyzer」

※auスマートフォンユーザーのうち個別同意を得たユーザーを対象に、個人を特定できない処理を行って集計
 ※サービス利用規定により、100人未満切り捨てにて表記

日常的に訪れる市民の割合

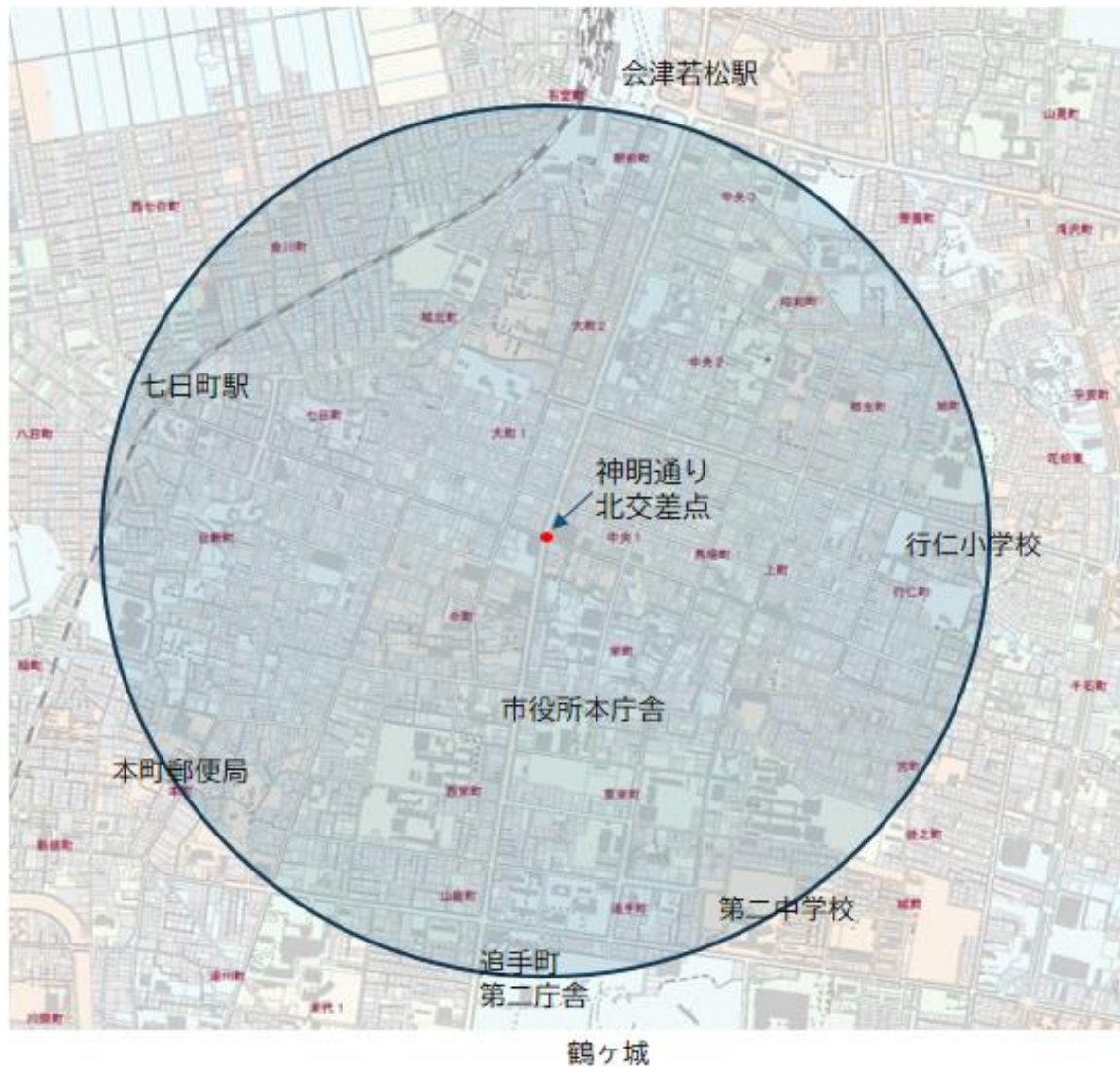


集計条件：1年間（7月1日から6月30日までの期間）に、神明通り北交差点を起点とした半径約1kmの範囲に30分以上滞在した日数が10日以上あった市内居住者の推計値

出典：KDDI・技研商事インターナショナル「KDDI Location Analyzer」

※auスマートフォンユーザーのうち個別同意を得たユーザーを対象に、個人を特定できない処理を行って集計

参考：神明通り北交差点を起点とした半径約1 kmの範囲



計測範囲：会津若松駅から鶴ヶ城までの約2 kmにわたり南北に広がる中心市街地の特性を考慮し、その中間地点である「神明通り北交差点」を起点とした半径約1 kmを計測範囲とした。

3 計画の位置付け

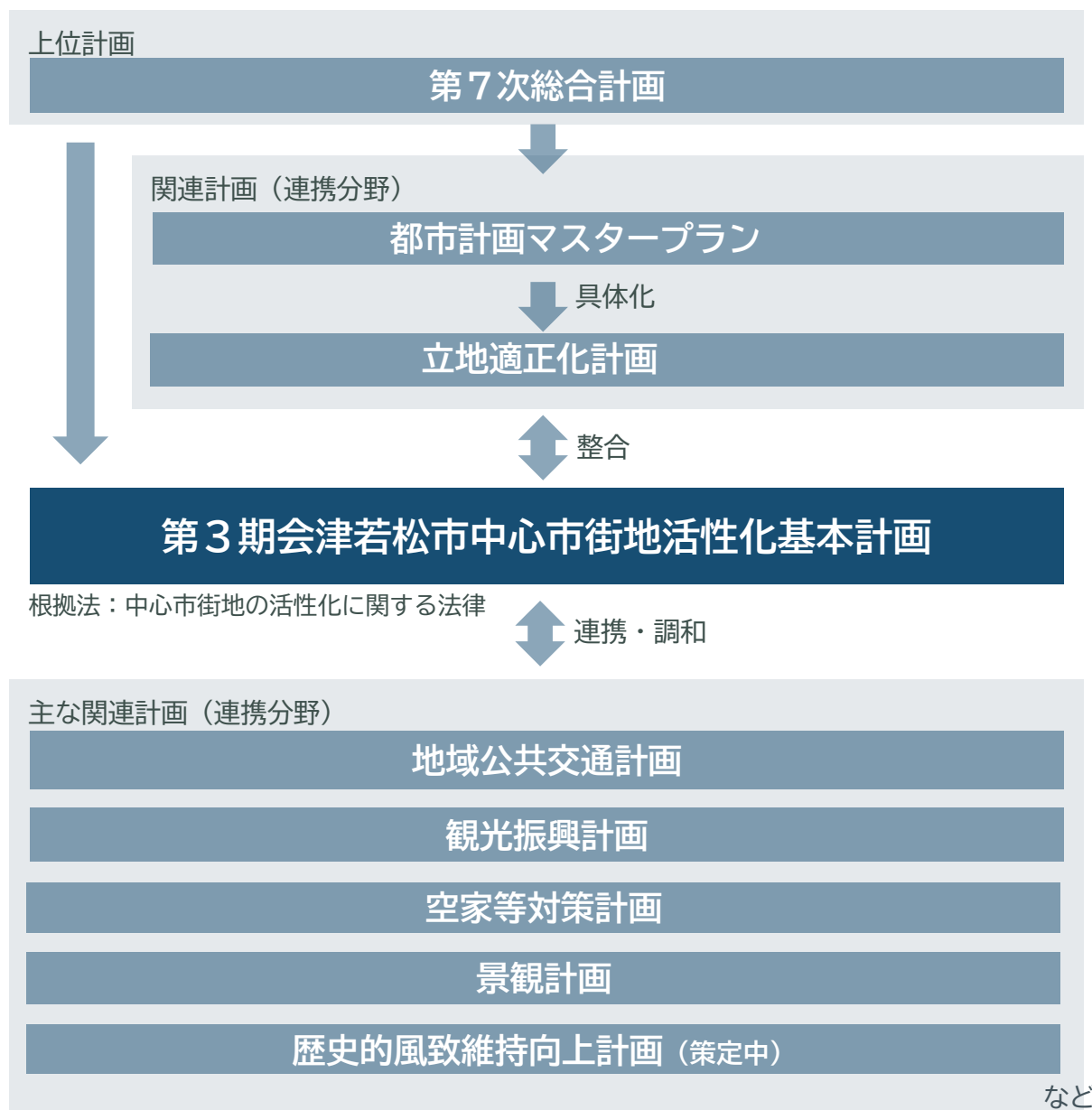
本市の中心市街地は、歴史的にも会津地域の政治、経済、文化の中心として発展してきたため、本市をはじめ周辺市町村で利用する都市機能が集積しています。

また、道路をはじめとしたインフラが整備されているとともに、行政、医療、金融機関や、教育文化施設等の多様な機能が集積しています。

これらを適切に維持管理し、活用していくことは、インフラ整備の新たな投資とそれに伴う維持管理コストの抑制につながるものです。

また、中心市街地には、県内でも有数の城下町としての歴史、文化資源が数多く残されているため、これらを活かした取組により、本市をはじめとした会津地域における歴史文化の継承と、産業振興、観光の誘客に大きく貢献するものです。

会津若松市第7次総合計画、会津若松市都市計画マスタープラン、会津若松市立地適正化計画において、中心市街地の都市機能、都市構造、土地利用等について示しており、中心市街地の活性化を図ることが、本市をはじめとした会津地域の発展に有効です。



4 中心市街地の位置

位置設定の考え方

本市の市街地は、至徳元年（1384 年）に葦名直盛が館を築いたのが始まりといわれ、その後、文禄 2 年（1593 年）頃の蒲生氏郷の時代に従来の館を改修し鶴ヶ城を築き、城下町の再編・整備により、商人や職人の礎を築いたことから始まります。

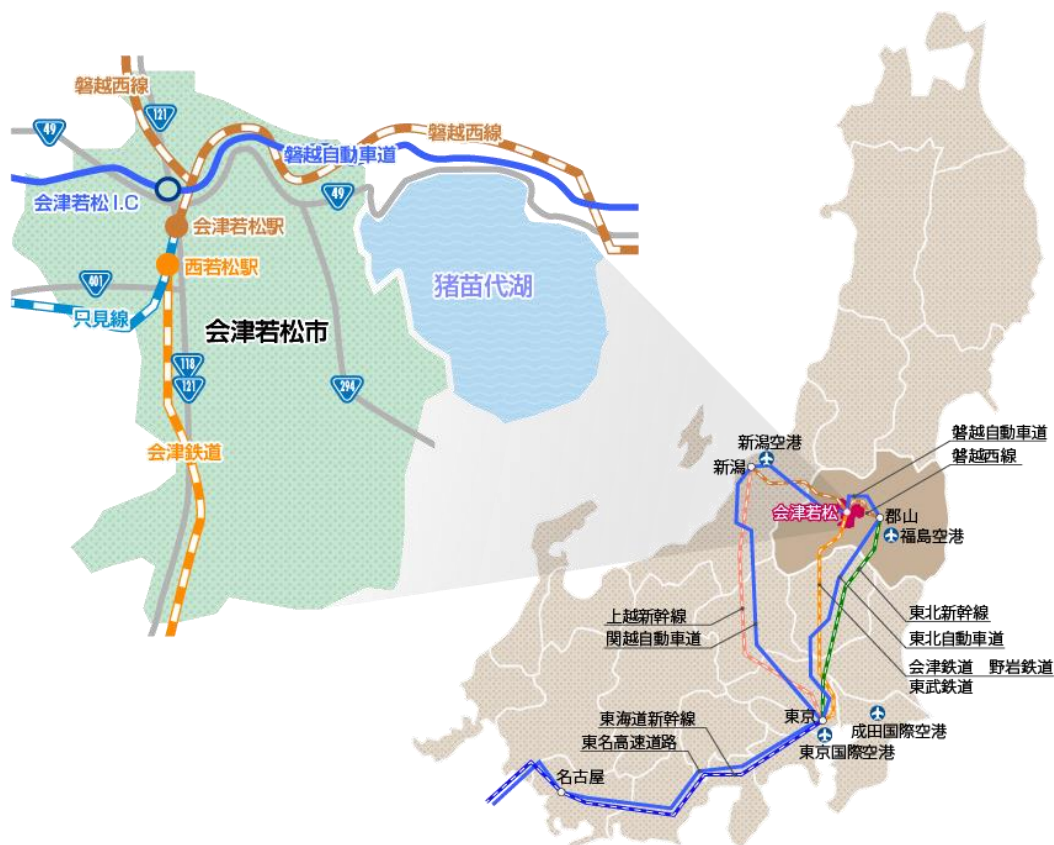
その後、鶴ヶ城を中心とした城下町として発展し、会津地域の経済、教育、文化、医療等の中核を担っており、官公庁、教育文化施設、商業施設等の都市機能が集積しています。

また、磐越自動車道をはじめ、国道や幹線道路、鉄道が集中し、会津地方の交通の要衝という性格も有しています。

さらに、本市は会津ブロック全域を商圈としており、県内の他ブロックの中心都市には見られない、大きな広がりを持った広域型商圈を形成しています。

中心市街地の位置は、地域内外から人が集まる J R 会津若松駅から、本市のシンボルである鶴ヶ城に至る範囲を中心に、公共施設や商業施設等の都市機能が集積している地域とします。

位置図



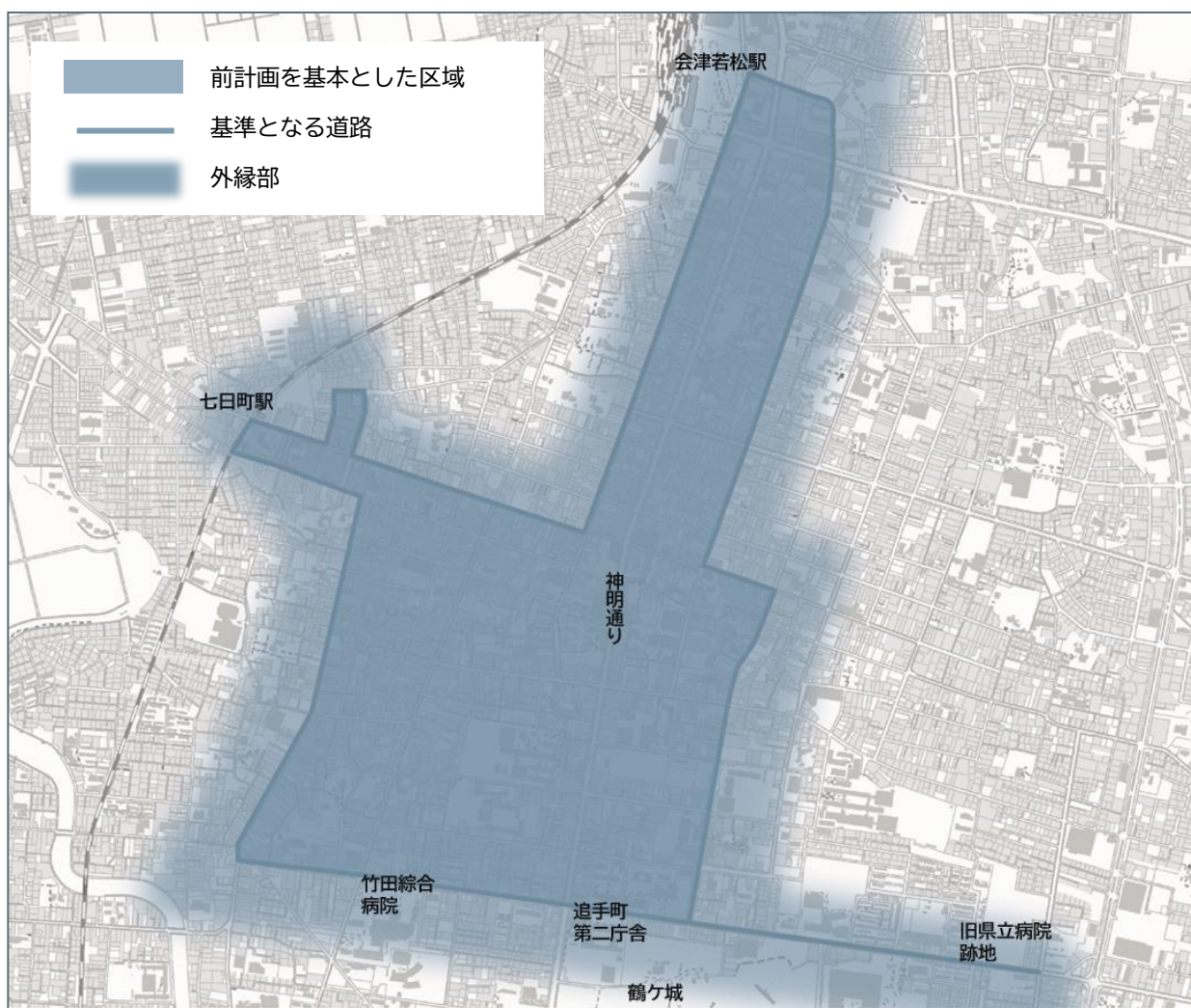
5 中心市街地の区域

区域設定の考え方

市の玄関口であり、交通の結節点でもあるＪＲ会津若松駅から、商業が集積している中心商店街、行政施設や福利施設等の公共公益エリアを経て、本市のシンボルである鶴ヶ城に至る範囲を中心に活性化の取組を進めます。

対象区域は、前計画のエリアを基本としながら、その外縁部も含め計画の対象とします。

区域面積（約 160ha ）



6 地域住民のニーズ等の把握・分析

[1] 会津若松市内の暮らしに関するアンケート

会津若松市中心市街地活性化協議会と共同で、中心市街地に関する以下の2点を検証するためのアンケートを実施しました。

- 中心市街地が外出先の選択肢としてどのように認識されているか
- 中心市街地とその周辺に広がるエリアに対する満足度はどのように認識されているか

会津若松市内の

暮らしに関するアンケート

にご協力をお願いします！

令和4年10月

「まちなか」とその「周辺に広がるエリア」に関して

- 外出の頻度
- 消費や体験の満足度

これら2点についてお伺いするものです。

■ まちなか

会津若松駅から鶴ヶ城までのエリア、
七日町、竹田綜合病院周辺

■ 周辺に広がるエリア

千石通りや会津アビオ周辺、
大型ショッピングセンターなど大通り沿い



＼数分で回答は終わります／



QRコードをスマートフォン等で読み込んでいただき、
アンケートフォームからご回答をお願いします。
URL：<https://forms.gle/HmdDFvZnZg8joPvL6>

なお、このアンケートは中心市街地活性化の取組の参考
にさせていただきます。

会津若松市中心市街地活性化協議会、会津若松市商工課
お問い合わせ：0242-39-1252（商工課）

22

実施概要

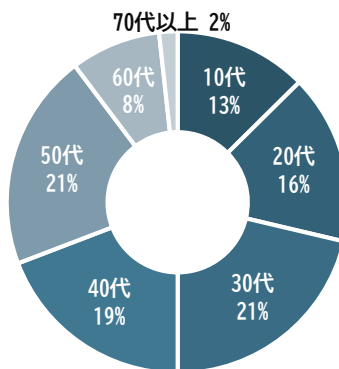
期間 令和4年10月10日から12月7日まで

調査方法
 - 街頭調査
 - オンラインアンケートフォーム（チラシ、市HPで広報）

回答数 - 516 件

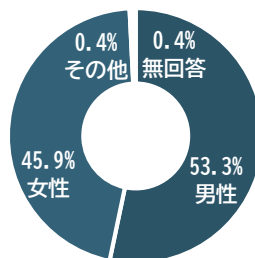
年齢

年齢	回答数	割合
10代	65	13%
20代	83	16%
30代	110	21%
40代	99	19%
50代	106	21%
60代	44	9%
70代以上	9	2%
合 計	516	100%



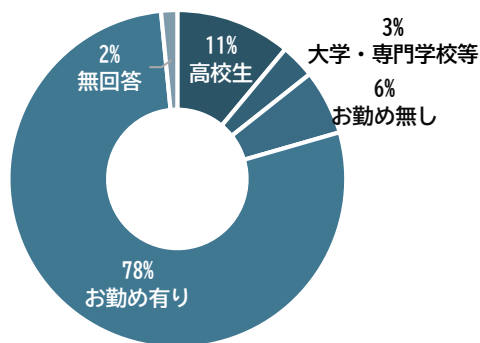
性別

性別	回答数	割合
男性	275	53.3%
女性	237	45.9%
その他	2	0.4%
無回答	2	0.4%
合 計	516	100.0%



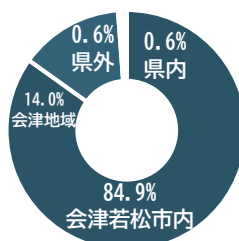
職業等

職業等	回答数	割合
中学生以下	0	0%
高校生	57	11%
大学・専門学校等	17	3%
お勤め無し	32	6%
お勤め有り	402	78%
無回答	8	2%
合 計	516	100%



居住地

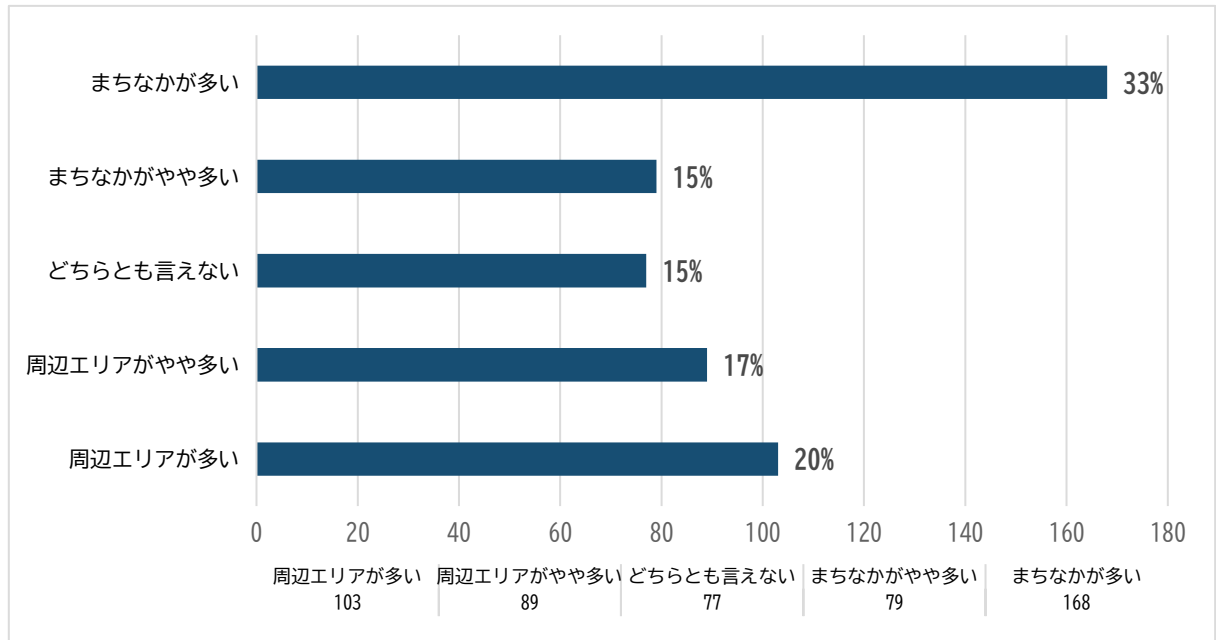
居住地	回答数	割合
会津若松市内	438	84.9%
会津地域	72	14.0%
県内	3	0.6%
県外	3	0.6%
合 計	516	100%



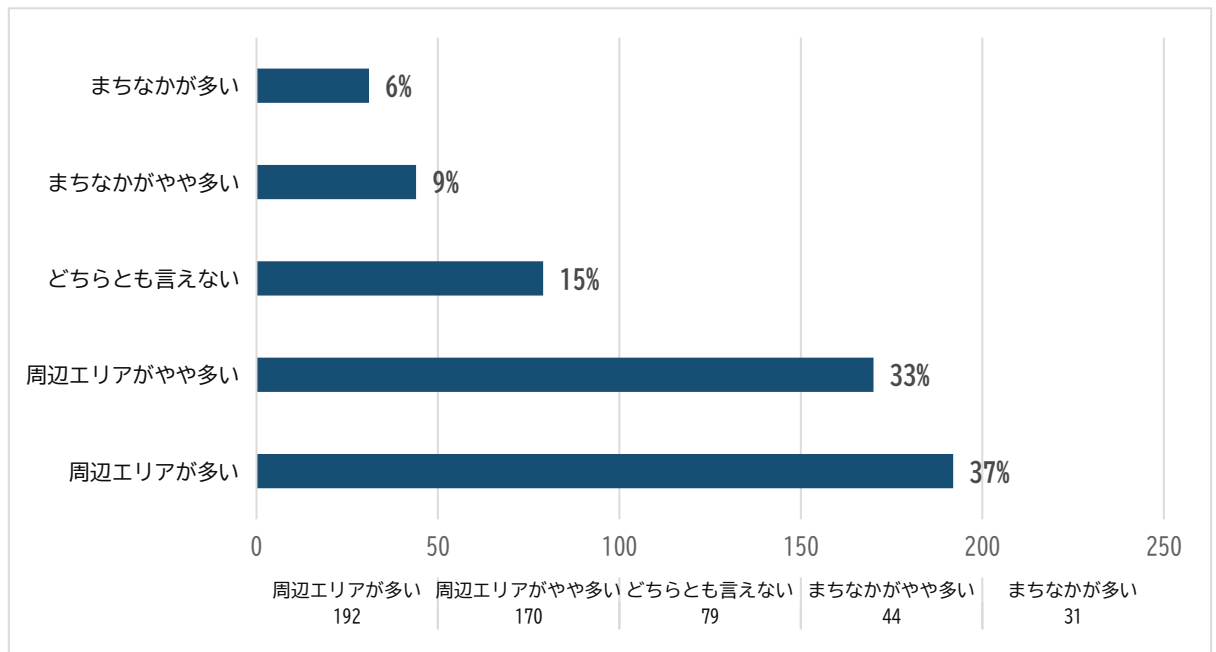
各問に対する回答結果

問1：「まちなか」と「周辺エリア」を比較し、外出先としてどちらを選ぶことが多いか

▶平日



▶休日

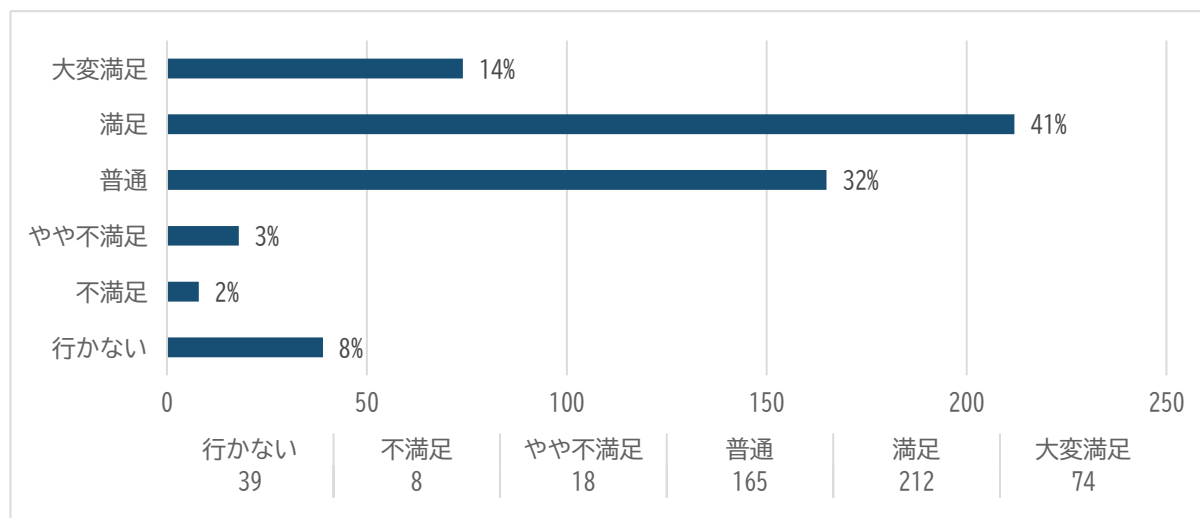


「外出先としての選択」についての総括

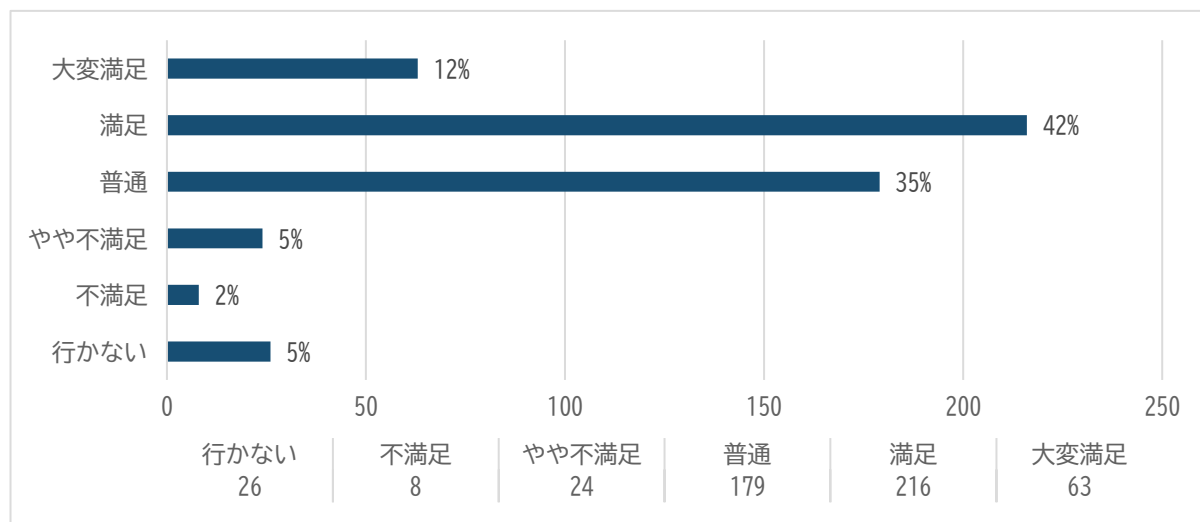
- 平日は「まちなか」を選択する割合が48%と高い。
- 休日は「周辺エリア」を選択する割合が70%と高い。

問2-1：周辺エリアの「買い物」に関する満足度

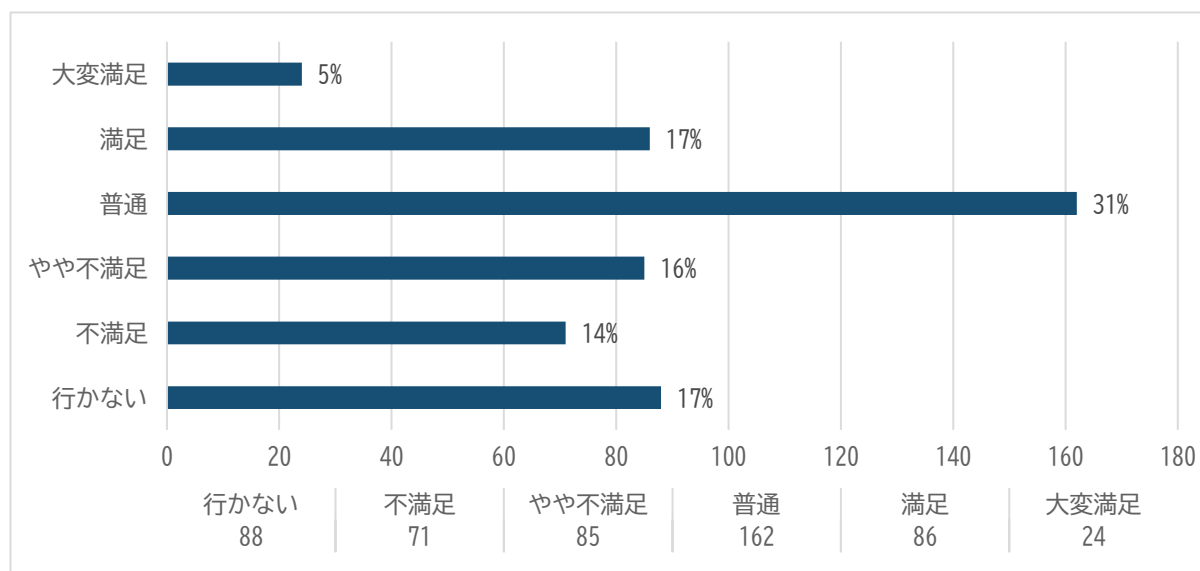
▶食料品



▶日用品

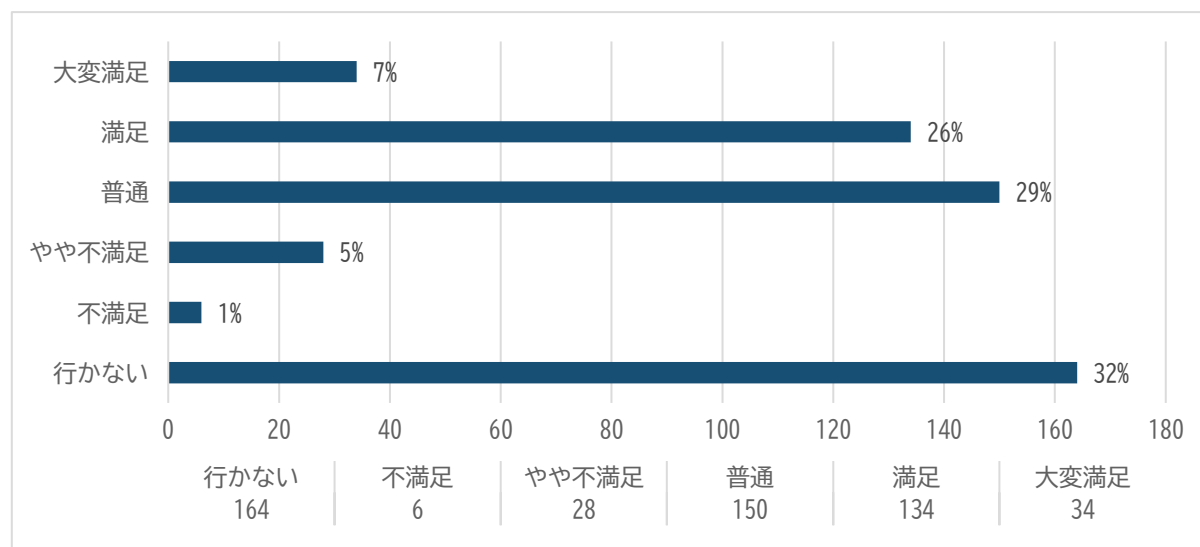


▶こだわりの品 (ファッション、インテリア、雑貨、趣味の道具などで、特にこだわりたいもの)

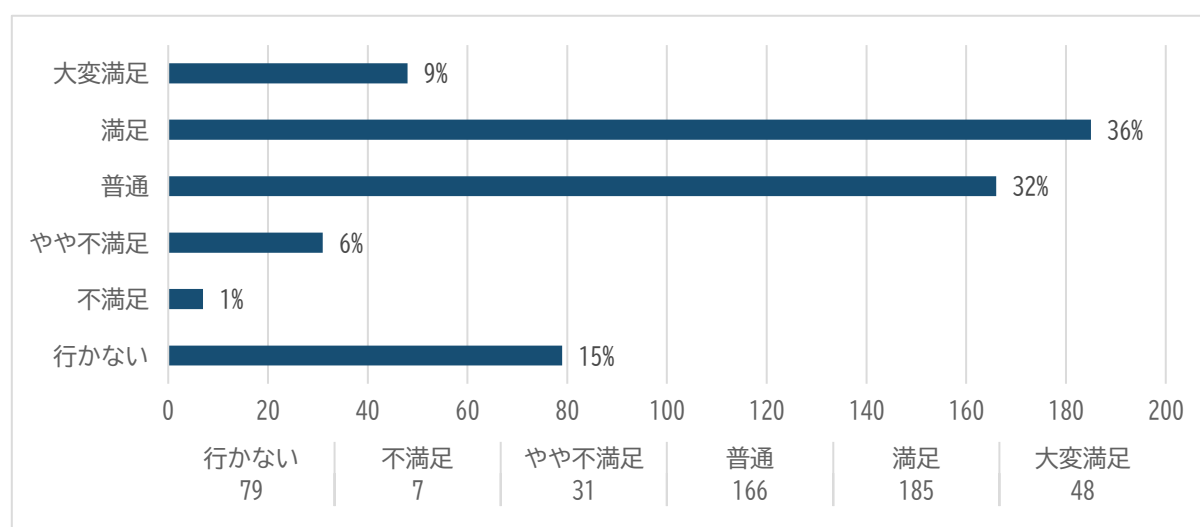


問2-2：周辺エリアの「食事」に関する満足度

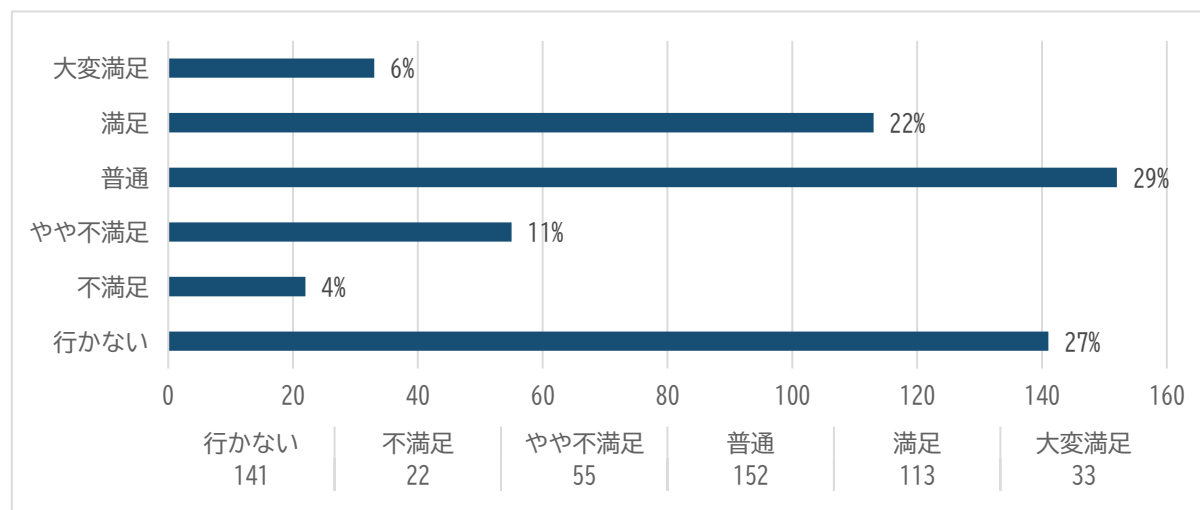
▶ひとりの時間



▶家族との時間

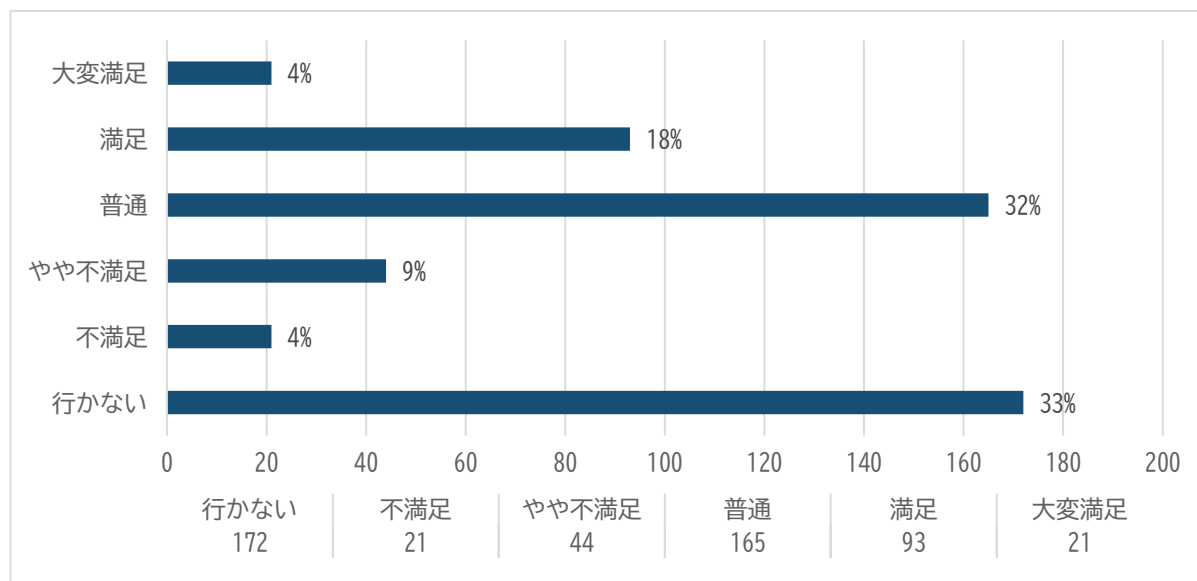


▶職場や友人などとの会食、飲み会



問2-3：周辺エリアの「催し、イベント」に関する満足度

▶催し、イベント

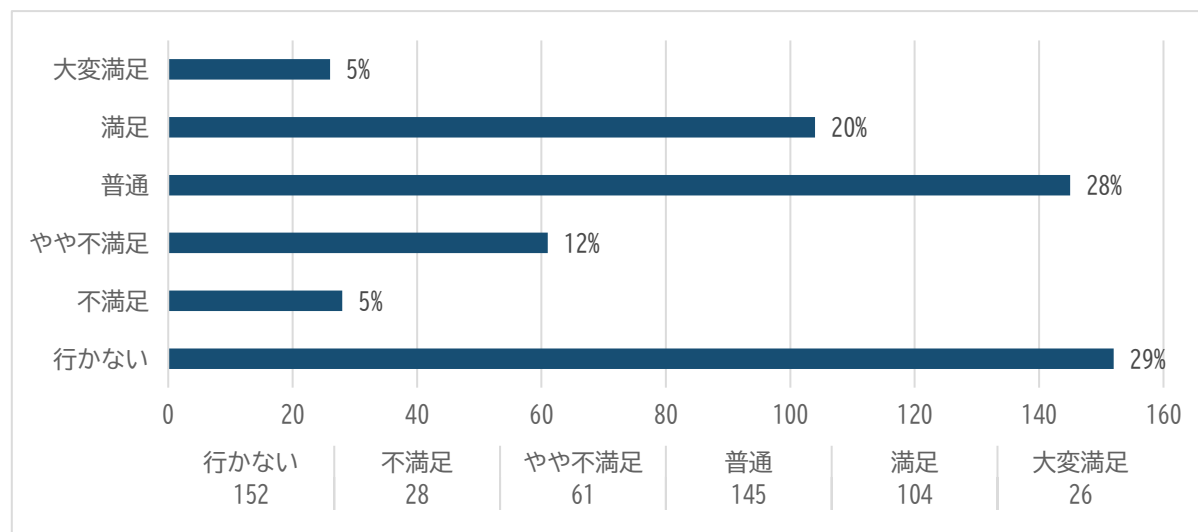


「周辺エリア」についての総括

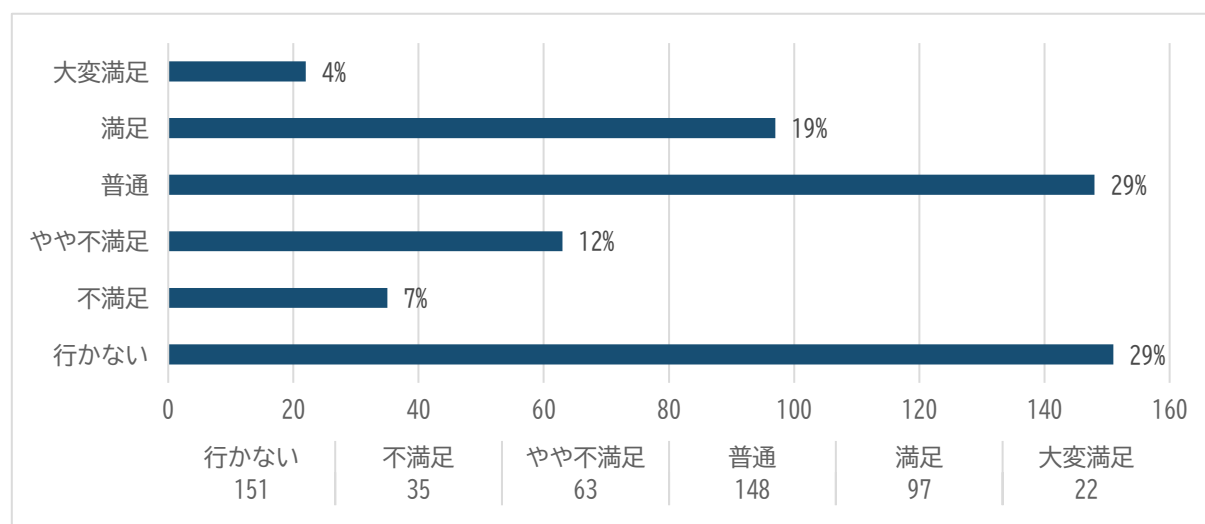
- 「買い物」のうち「こだわりの品」は、不満足の割合が30%と高くなり、「行かない」の割合も高くなる。
- 「食事」のうち「家族との時間」は、満足の割合が45%と高い。

問3-1：まちなかの「買い物」に関する満足度

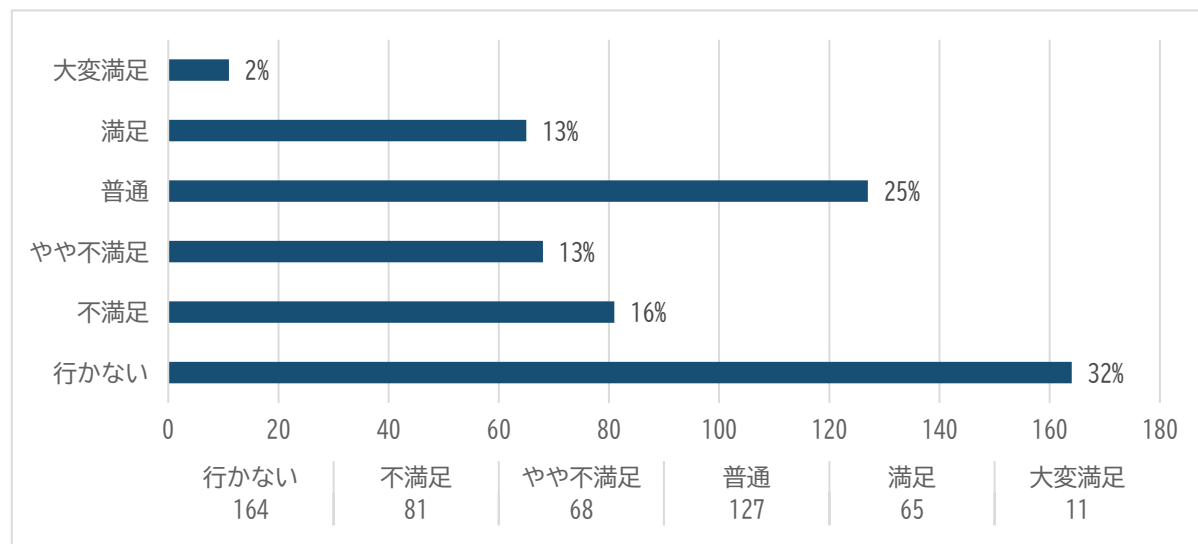
▶食料品



▶日用品

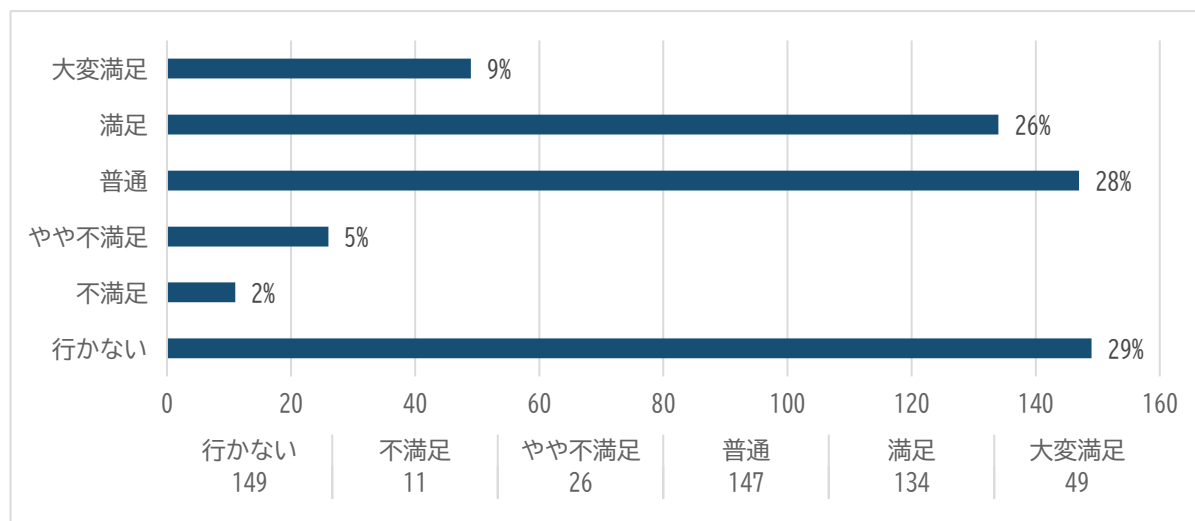


▶こだわりの品（ファッション、インテリア、雑貨、趣味の道具などで、特にこだわりたいもの）

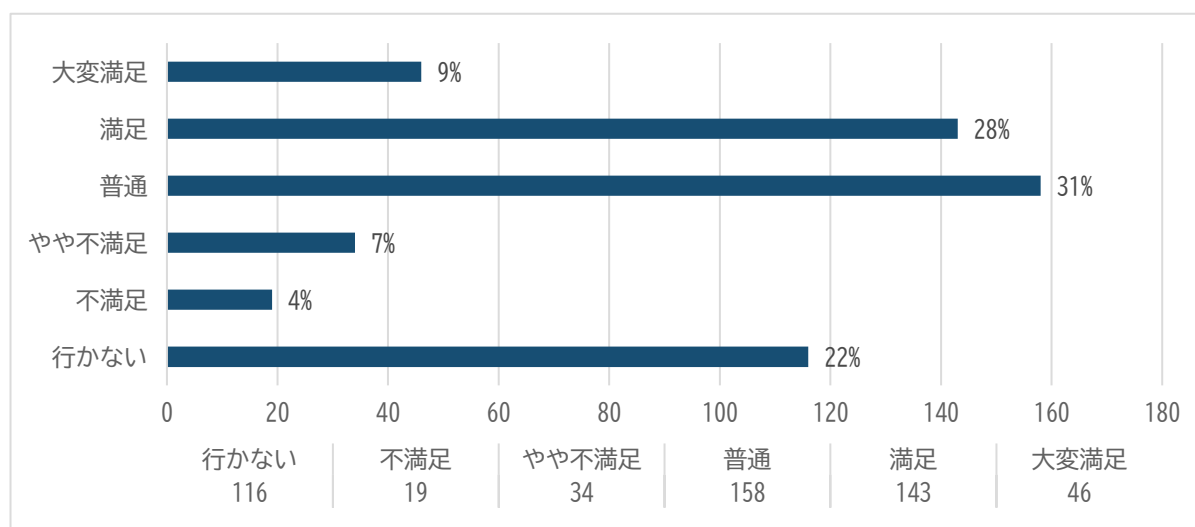


問3-2：まちなかの「食事」に関する満足度

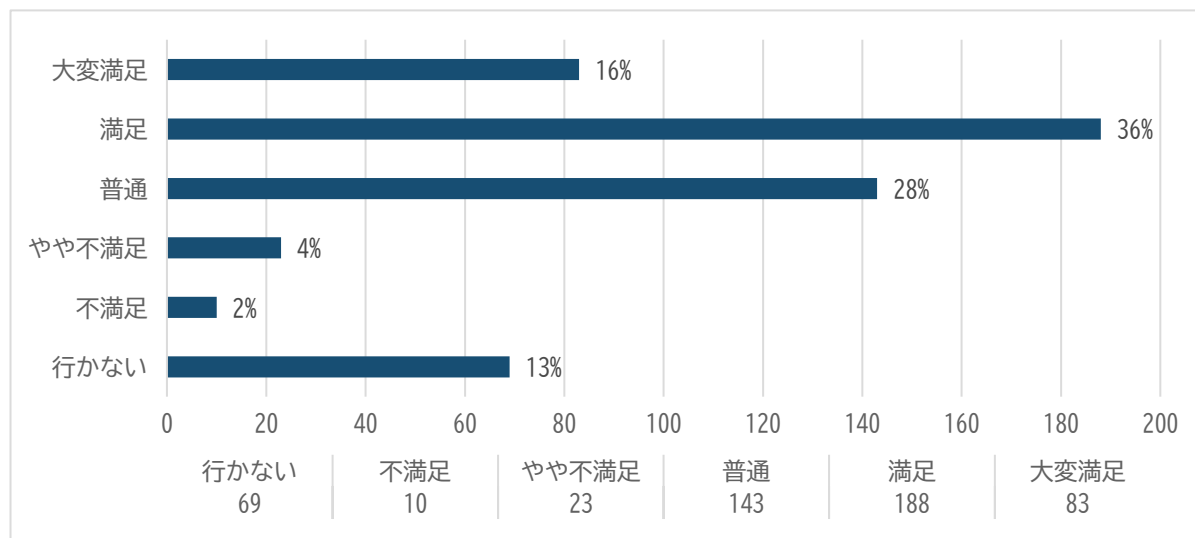
▶ひとりの時間



▶家族との時間

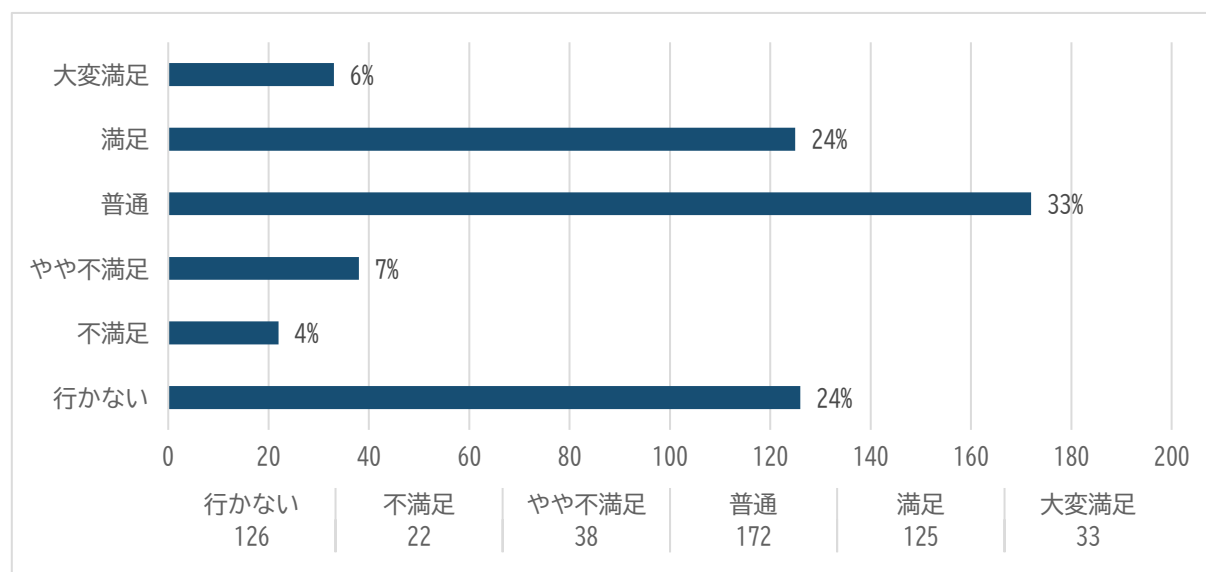


▶職場や友人などとの会食、飲み会



問3-3：まちなかの「催し、イベント」に関する満足度

▶催し、イベント

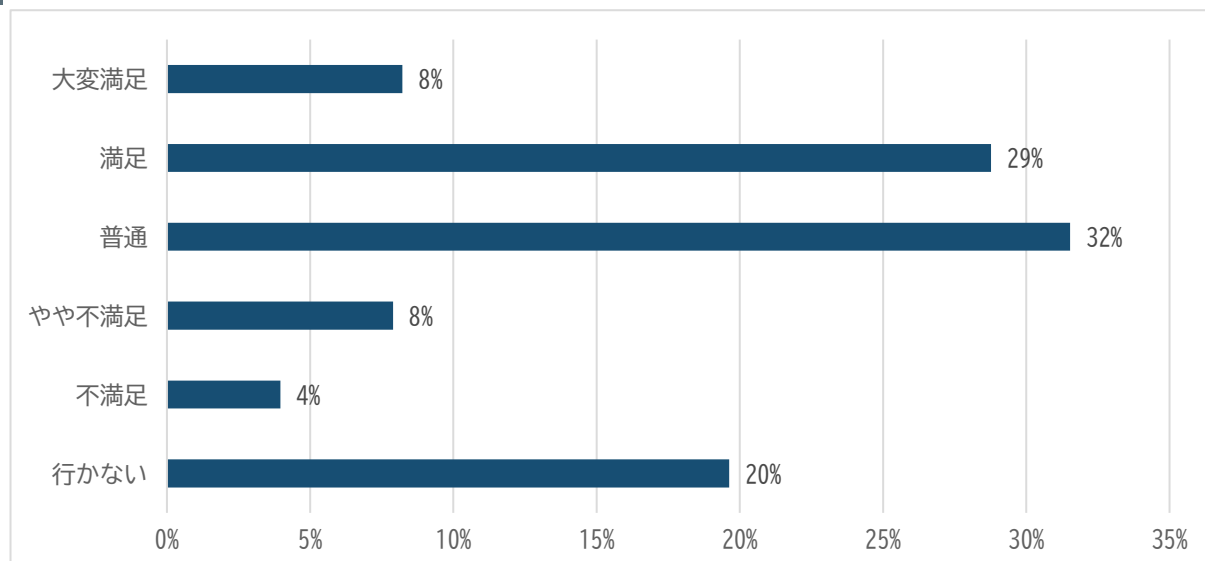


「まちなか」についての総括

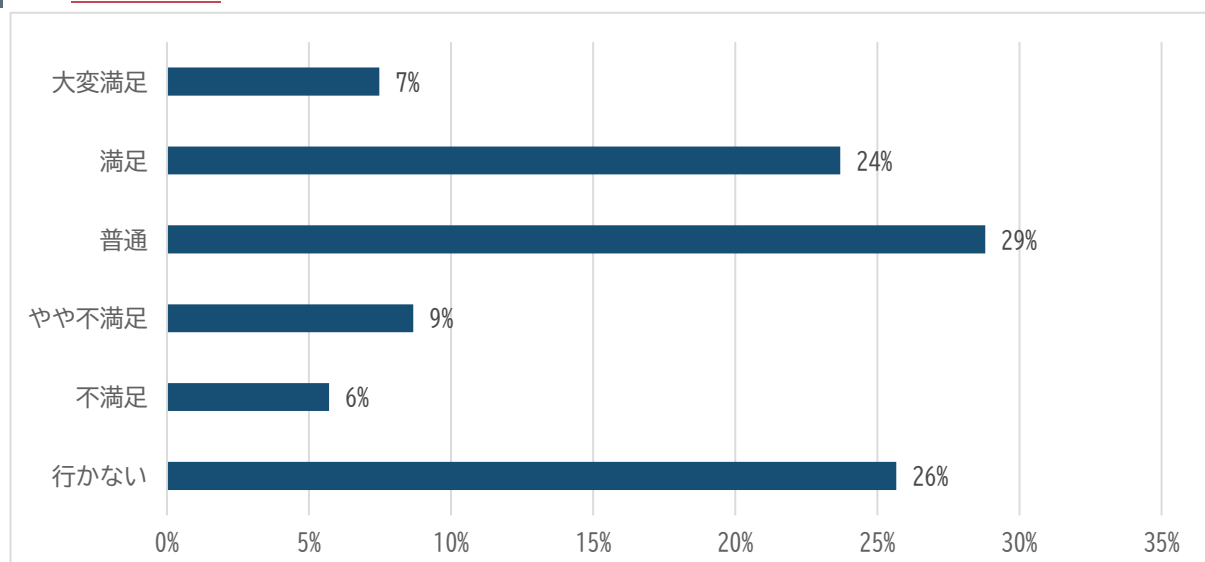
- 「買い物」では、すべての品で「普通」「行かない」の割合がそれぞれ約 30%と高い。
- 「食事」のうち「職場や友人などとの会食、飲み会」は、満足の割合が 52%と高い。
- 「催し、イベント」は、周辺エリアと比較すると満足が 30%と高い。

問2と問3のすべての問に対する回答結果

問2 周辺エリアのまとめ：すべての問に対する回答割合



問3 まちなかのまとめ：すべての問に対する回答割合



「周辺エリア」と「まちなか」のすべての問についての総括

- 満足の割合は、「周辺エリア 37%」、「まちなか 31%」と、まちなかの方が低い。
- 「普通」の割合が高く、「大変満足」の割合が低い。
- 「行かない」の割合は、「周辺エリア 20%」、「まちなか 26%」と、まちなかの方が高い。

7 新たな計画の策定に向けて

[1] 第2期計画の総括

第2期計画では、神明通り商店街のアーケード整備をはじめとした商店街の魅力向上や、大町通りの歩道やICTオフィスなどの市街地整備、歴史的建造物を活かしたまちなかの賑わい拠点づくりなど、民間事業者と連携しながら各種事業を実施してきました。

目標の達成状況については、空き店舗対策への支援や、関係機関と連携した創業支援等により、指標の一つである「新規出店者数」は目標を達成しています。

また、「歩行者通行量」や「活動拠点施設利用者数」は目標達成には至らなかったものの、生涯学習総合センターや、各通りに新たに整備されたまちなかコミュニティ拠点等を、多くの地域住民が利用しており、「学びや活動の場」として有効に機能しています。

こうした取組により、令和元年度に実施した市政モニターへの調査（中心市街地の状況を5年前と比較）では、「全体の魅力」についての設問で、「増えた・少し増えた」が10.5ポイント増加し、「減った・少し減った」が14.1ポイント減少するなど、市民意識に若干の改善がみられています。

一方で、本市においても少子高齢化や人口減少が進展する中、地域の持続性が求められており、中心市街地を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。

（参考）各目標の達成状況 ※ 令和4年3月末現在

目標	目標指標	基準値	目標値	最新値	達成状況
1 商機能の向上	新規出店者数 (過去5年平均)	8.8件 (H26)	13.6件 (R4)	18.8件 (R3)	A
2 交流人口の拡大	歩行者通行量 (平日と休日の加重平均)	26,151人/日 (H26)	27,675人/日 (R4)	24,162人/日※ (R元) (R2以降調査中止)	C
3 まちなかにおける市民による活動量の増加	活動拠点施設利用者数	512,179人/年 (H24)	530,233人/年 (R4)	340,411人/年 ※ (R3)	C

（基準値からの改善状況）A：目標達成、B：基準値達成、C：基準値未達成

（※）歩行者通行量は調査方法の見直しにより、また、活動拠点施設利用者数は新型コロナウイルス感染症の影響により、状況が大幅に変化したことから、過去のデータとの比較が困難であるため、参考値として記載。

[2] 第3期計画の策定に向けて

中心市街地の活性化を図る上では、少子高齢化や人口減少が進展する中で、中心市街地を取り巻く環境が今後ますます変化していくことを前提として、効果的、効率的な手法を取り入れていく必要があります。

そのためには、これまでの取組を検証しながら、地域全体が中心市街地に対する共通の視点を持ち、一体的な活性化策に取り組む必要があります。

これまでの取組の反省点

- 計画の周知と目線合わせが十分とは言えず、地域全体が共通の「まちの方針」に向かって活動しているとは言い難かった。
- まちが目指す姿や、取り組むべき課題についての共通認識が不足していた。
- これまでの区域は、国の認定を受けるために土地の範囲を特定する必要があり、明確に線を引いていた。そのため、線の内側と外側で区別しており、隣接している土地であるにもかかわらず、補助制度の対象とならない事例もあった。

改善が必要な点

1 関係者の目線合わせ

- 親しみと共感が得られる「まちの目指す姿（理想像）」を、基本理念や基本方針として設定します。
- これからの「まちの目指す姿」について、住民、事業者、関係団体、行政などの「まちに関わるすべての人」と、適切な周知方法で共有します。
- 目線を合わせた一体的な推進体制をつくります。

2 本質的な課題への対処

- 様々な課題があるため、どの課題から解決していくべきか、優先順位をつけて対応します。

3 区域（エリア）の考え方

- 前計画のエリアを基本としながら、その外縁部も含め計画の対象とします。

中心市街地に期待されること

活性化された中心市街地は、各地域ひいては国全体の発展に重要な役割を果たすことが期待されるとして、国の「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）」に、以下のとおり定められています。

（中心市街地活性化の意義）※ 一部抜粋

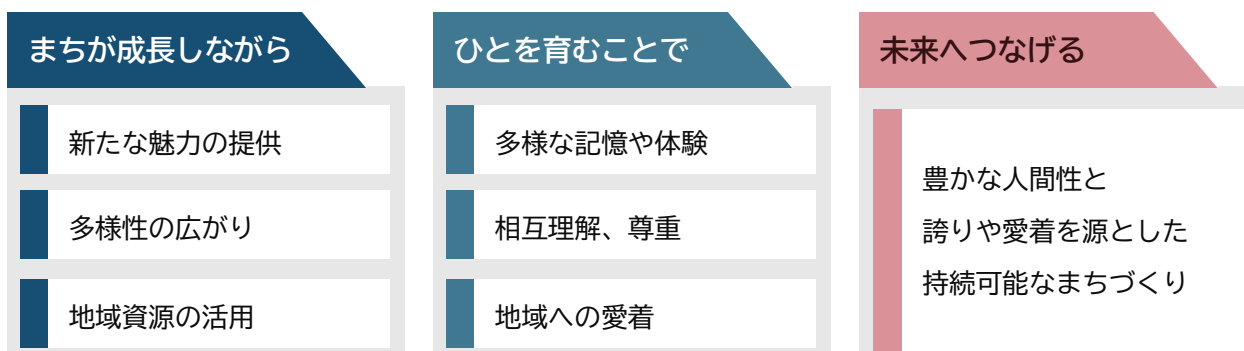
- 中心市街地は、商業、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、住民や事業者へのまとまった便益を提供できること。
- 多様な都市機能が身近に備わっていることから、子ども・子育て世代や高齢者等にも暮らしやすい生活環境を提供できること。
- 公共交通ネットワークの拠点として整備されていることを含め、既存の都市ストック（※）が確保されているとともに、歴史的・文化的背景等と相まって、地域の核として機能できること。
- 商工業者その他の事業者や各層の消費者が近接し、相互に交流することによって効率的な経済活動を支える基盤としての役割を果たすことができること。
- 過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保できること。
- コンパクトなまちづくりが、地球温暖化対策に資するなど、環境負荷の小さなまちづくりにもつながること。

※「既存の都市ストック」とは

これまで整備されてきた道路、公園、下水道などの都市基盤施設や、住宅、公共施設、商業施設などの建築物等をいう。

1 基本理念

まちが^{そだ}育ち、人を^{はぐく}育み、未来へつなげるまちづくり



親しみの持てるまちづくりの指針となるために

共通の指針となる愛称をもとに、親しみの持てるまちづくりのビジョンとなることを目指します。

愛称

▶ マチイク

込められた意味

- 人 が ま ち を 育 て る
- ま ち が 人 を 育 て る

基本理念（愛称）には、「人を中心としたまちづくり」に焦点を当てたふたつの意味を込めています。

中心市街地の活性化を目指す上で、一人ひとりがまちを形づくるかけがえのない存在であり、個々の輝きがまちの魅力を高める上で欠かせないことから、主体性を持ったまちづくり（成長）を目指します。

そして、中心市街地を形づくる地域の関係者、まちで暮らしを営む市民、楽しみを求めて訪れる来訪者にとって「このまちが好き」とされる場所となり、将来への架け橋となる人が育まれることをメッセージとして込めています。

中心市街地活性化の必要性

中心市街地は、商業や居住、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、長い歴史の中で地域の文化と伝統を育んできた「まちの顔」とも言うべき地域です。

地域の魅力の土台である歴史や伝統、さらには、このまちならではの風土や空気感に満ちた土地であり、地域住民の拠りどころとして機能しながら、まちへの愛着や誇りを育んできました。

今日においても、中心市街地は地域の活力を映し出す鏡であり、まちの変化は、目に映るものだけでなく、心深くに働きかける存在です。

一方で、本市においても少子高齢化や人口減少社会は到来しており、急激な状況の回復は見込めない中で、持続可能なまちづくりへの対応が求められています。

このことから、中心市街地の活性化を図ることでまちの成長を後押しし、多様で心豊かな人であふれた持続的なまちづくりを目指す必要があります。

活性化を図る上で大切にする価値観

このまちの風土や空気感は、長い年月をかけて先人たちが培ってきた唯一無二のものであり、地域の誇るべき資源です。

本計画では、“歴史や伝統、文化”を受け継ぎながらも、ひとりひとりに寄り添う“多様性”にあふれた土地をつくることで、次の時代に残すべき新たなモノやコトを生み、地域の“持続可能性”を高めるという価値観を持ちながら、多様で心豊かな人であふれた持続的なまちづくりを目指します。

歴史や伝統、文化の継承 ―地域固有の誇りや資源をつなぐ―

前計画の基本理念である「城下町回廊の賑わい」の考え方を基本に、先人が培ってきた歴史や伝統、文化（産業、モノ、人間性、価値観、風土、空気感など）の魅力を活かしながら磨きをかけ、その価値を将来へ受け継ぎます。

多様性の体感 ―今を生きる自分を楽しみ、認め合う―

まちに訪れる人、働く人、暮らす人など、まちに関わるすべての人が自分らしさを感じ、お互いの違いを認め合うまちを目指します。

持続可能なまちづくり ―未来へ残す価値を生み、歩み続ける―

まちが持続的に維持・発展していくために、古き良きものはもちろん、新たに認められたものなど、さまざまな価値を持ったものを次世代に伝え、つないでいきます。

「持続可能な開発目標（SDGs）」との関連について

本計画では、以下の目標との関連性を念頭に置き、持続的な社会の実現を目指します。

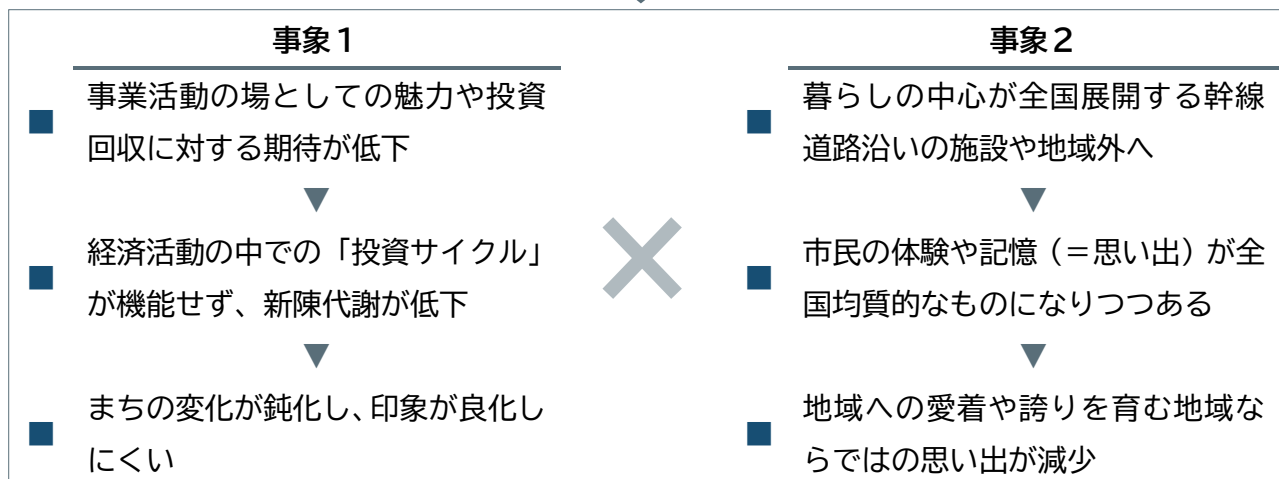


2 中心市街地の課題

現状

以下の事象が複雑かつ相互に作用しながら進行しており、悪循環を生んでいるものと推測されます。

急激な人口減少社会の到来に加え、暮らしのニーズや消費行動の多様化が加速する中、状況に対応しきれず、消費や時間を過ごす上で、「中心市街地が選ばれる」機会が減少



「中心市街地が選ばれる」存在であるためには、個々人にとって価値と認められるものが豊富な場所（＝来訪地として選ばれ、かつ満足を得られる場所）であることが好ましいという観点から、以下の検証を行いました。

アンケートによる検証

上記の事象を検証するために実施した「会津若松市内の暮らしに関するアンケート」においては、大きく以下の2点が明らかになりました。

- － 幹線道路沿いや大型ショッピングセンターを休日の外出先として選ぶ回答が多く、消費や体験をする機会の多くが中心市街地以外で生まれていること。
- － 外出先として中心市街地以外を選ぶ傾向にある反面、双方のエリアにおいて「満足度」は高いとは言えないこと。

■取り組むべきこと

消費や時間を過ごす上で、目的地となる「場所」や「きっかけ」を増やすこと

これらを踏まえ、基本理念の実現に向けた2つの基本方針を定めるものとします。

3 基本方針

基本方針1 地域経済のエンジンとして力強く成長していくまちづくり

中心市街地は、商店街や伝統産業に代表される地域に根付いた地元企業が集積する土地であり、その活力を向上させることは、地域の経済循環を強く、太くすることにほかなりません。

経済活力の維持向上は、地域住民の暮らしの豊かさや、まちで時間を過ごすことの楽しさを体感させるものであり、事業活動の場としての魅力にもつながるものです。

このことから、中心市街地を消費と事業活動の場として活性化させながら、地域経済のエンジンとして力強く機能し続ける姿を目指す必要があります。

■中心市街地が目指す姿

- 1 ▶ 消費者のニーズに応える魅力を備えたエリア
- 2 ▶ 事業活動の場として好ましい環境を備えたエリア
- 3 ▶ 「稼ぐ力」を備え、地域経済の原動力として機能するエリア

目指す姿のイメージ

1 消費者のニーズに応える魅力を備えたエリア

- = 幹線道路沿いに立地するチェーン店や大型商業施設、オンラインサービス等の消費の場と共存しながらも、そこでは満たされない暮らしの楽しさや豊かさを体験できるエリアであること。
- = 消費空間に健全な新陳代謝が起こり、時代に沿ったまちの変化を楽しめる場所であること。

2 事業活動の場として好ましい環境を備えたエリア

- = 事業の継続に十分な商圏人口をはじめとした事業環境が維持されていること。
- = 事業者の工夫や努力を喚起する支援が充実し、事業活動の場として選ばれる存在であること。

3 「稼ぐ力」を備え、地域経済の原動力として機能するエリア

- = 高い付加価値を提供する人気店など、消費者ニーズを捉えた魅力ある業種、業態が集積し、収益力の高い地域であること。
- = 対企業向けのビジネスを含め、多種多様な業種が集積し互いに影響を与え合うことで、新たなビジネスやイノベーションが活発に生まれる地域であること。

■計画に位置付ける主な取組

	名称	取組のねらい
1	中小企業及び小規模企業振興条例に基づく支援	▶ 事業者の変化や創意工夫の後押し
2	経営力再構築伴走支援による中小・小規模企業者の経営力の強化	▶ 著しく変化する経営環境への対応
3	創業支援、創業相談	▶ 活力ある事業者の発掘と育成

基本方針2

「思い出」を生み、「想い」を育むまちづくり

中心市街地は、関わる人々の「体験」や「記憶」を生み、地域への愛着を育む場所として機能してきました。

「会津地域の顔」で生まれる思い出は、地域に対する誇りや想いをより豊かに育み、まちの将来を支えていくことにつながっていくものです。

このことから、今後も中心市街地が「まちの顔」として愛され、地域特有の「体験」や「記憶」を一つでも多く生むエリアとなることを目指す必要があります。

■中心市街地が目指す姿

- 1 ▶ 豊かで多様な「体験」や「記憶」を生むエリア
- 2 ▶ 人を惹きつける「居心地の良さ」を備えたエリア
- 3 ▶ 地域ならではの「思い出」を生み、地域を担う人材を育むエリア

目指す姿のイメージ

1 豊かで多様な「体験」や「記憶」を生むエリア

- = 様々な場面で中心市街地を使う機会があること。
- = 教育、文化、芸術などの面で、新たな価値観や経験を得られる場所であること。

2 人を惹きつける「居心地の良さ」を備えたエリア

- = 多くの人々が「行きつけ」や「お気に入りの場所」を中心市街地に持っていること。
- = 多様性にあふれ、互いの価値観を受け入れる文化が成熟しているまちであること。

3 地域ならではの「思い出」を生み、地域を担う人材を育むエリア

- = チェーン店の密集地や地域外にはない、この土地ならではの「体験」や「記憶」を生む場所であること。
- = 中心市街地で生まれた思い出が、地域に対する愛着を育むことにつながる。

■計画に位置付ける主な取組

名称	取組のねらい
1 伝統行事継続への支援	▶ 地域ならではの体験や記憶の創出
2 まちなかスペース活用事業	▶ 公園等の空間を活用した来街機会の創出
3 まちを舞台とした教育施策	▶ 子どもの地域への愛着の醸成

4 計画の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

計画の各事業の効果が発現する時期を考慮し、5年間の計画期間とします。

5 中心市街地活性化の目標

[1] 目標及び目標指標の設定

基本方針に基づく中心市街地活性化の目標と、その達成状況を把握する数値目標は、以下のとおりです。

目 標		目 標 指 標
1	中心市街地での 滞在人口 を増やすこと	▶ 1日あたりの滞在人口
2	中心市街地を日常的に訪れる 市民 を一人でも多く増やすこと	▶ 日常的に訪れる市民の割合
3	中心市街地での消費や体験に関する 地域住民の満足度 を向上させること	▶ 消費や体験の満足度

[2] 目標値の設定

各事業は、「来街の目的（地）を生み出すことにつながるもの」という考え方を基本に、関係者の目線を合わせながら実施するものです。

市庁舎や公園などの公共空間の活用や、魅力ある消費空間の整備、イベントの実施などの施策を積み上げた総合的な結果として、目標達成を目指します。

1 1日あたりの滞在人口

現状値	目標値
35,500 人 (R3.7~R4.6)	45,000 人 (R9.4~R10.3)

人口減少が進む中においても、中心市街地が持続的に成り立つための商圈人口を維持・改善させていくという観点から、人流・位置情報データから得られる「中心市街地の1日あたりの滞在人口」を目標指標に定めます。

■目標値の考え方

人口減少社会の中では、その減少幅に応じて商圈規模も縮小していくものとしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で、想定を超える縮小が起こったものと推測されます。

そこで、本計画の目標値は、新型コロナウイルス感染症の影響が発出する前の数値(45,000人)と同程度とします。

※ 現状値は、第1章-2 地域の現状に関する統計的なデータのうち、「6 中心市街地に関する人流・位置情報統計」を参照。

■計測する上での定義

- ・計測期間 1年間（7月1日から6月30日まで）
※ これまでの通行量及び移動動態調査の調査月が7月であることから、7月を起点とし、最終年度のみ4月～3月で計測予定。
- ・計測範囲 神明通り北交差点を起点とした、半径約1kmの範囲
- ・計測対象 30分以上滞在した人数
(居住者、勤務者、地域住民や観光客等の来街者で、リピーターを含む。)
- ・計測手法 位置情報データの集計

2 日常的に訪れる市民の割合

現状値	目標値
24.2% (R3.7~R4.6)	30% (R9.4~R10.3)

中心市街地を日常的に訪れ、利用する市民を一人でも多く増やすという観点から、人流・位置情報データから得られる、「中心市街地を日常的に訪れる市民の割合」を目標指標に定めます。

■目標値の考え方

中心市街地の新たな魅力が、新たな来街者を呼び込むという考え方を基本とします。

目標値は、目標1と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響が発出する前の数値(29.6%)と同程度とします。

※ 現状値は、第1章-2 地域の現状に関する統計的なデータのうち、「6 中心市街地に関する人流・位置情報統計」を参照。

■計測する上での定義

- ・計測期間 1年間（7月1日から6月30日まで）
※ これまでの通行量及び移動動態調査の調査月が7月であることから、7月を起点とし、最終年度のみ4月～3月で計測予定。
- ・計測範囲 神明通り北交差点を起点とした、半径約1kmの範囲
- ・計測数値 市内居住者のうち、30分以上滞在した日数が10日以上あった人の割合
- ・計測手法 位置情報データの集計

3 消費や体験の満足度

現状値		目標値
31%	▶	40%
(R4)		(R9)

地域住民の暮らしの満足度を高めることが重要であるという観点から、「会津若松市内の暮らしに関するアンケート」で得られる「まちなかでの消費や体験の満足度」を目標指標に定めます。

■目標値の考え方

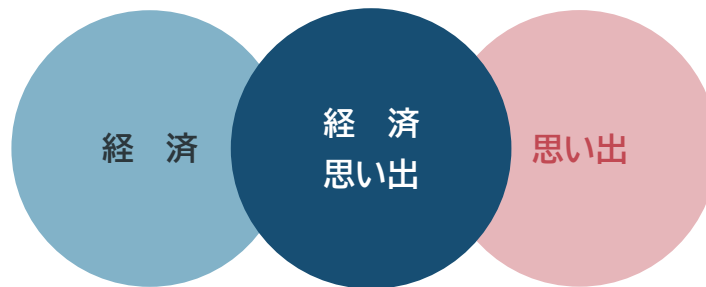
目標値は、市民の暮らしの中で、周辺に広がるエリアと同程度の満足度を目指す観点から、周辺エリアの現状値が37%であることを踏まえ、同程度の数値とします。

※ 第1章 - 6 地域住民のニーズ等の把握・分析「会津若松市内の暮らしに関するアンケート」のうち、「周辺エリアとまちなかのすべての問についての総括」を参照。

■調査の定義

- ・調査方法 地域住民への「会津若松市内の暮らしに関するアンケート」
- ・調査月 毎年7月から2か月程度（最終年度のみ調査月を調整）
- ・調査対象 全体の回答数に対する「まちなか」での買い物、食事、イベント等への「大変満足」「満足」とした回答数の割合
- ・調査主体 会津若松市中心市街地活性化協議会、会津若松市

各事業は、基本方針ごとに、以下のイメージ図のとおり、3つの区分で位置付けます。



1 基本方針1と2に沿った事業

事業の着眼点 ▶	基本方針1	地域経済のエンジンとして力強く成長していくまちづくり
	基本方針2	「思い出」を生み、「想い」を育むまちづくり

[1] ハード事業

1	市庁舎整備事業	実施主体 ▶	会津若松市
		実施時期 ▶	令和2年度～令和7年度

- ▶ 情報や防災、市民サービスの拠点として、また、市民生活を支える中心施設として、現在の本庁舎を中心に庁舎を整備する。

なお、昭和12年に建設した市役所本庁舎旧館については、その活用に向けた検討を進めながら保存していく。(工事予定期間：令和5年3月～令和7年3月)

2	商店街施設設置及び維持管理事業への支援	実施主体 ▶	会津若松市
		実施時期 ▶	平成8年度～

- ▶ 商店街等が行う、街路灯、駐車場、統一的看板等のほか、商店街の利便性や景観の向上に寄与する施設等の設置事業に対し、会津若松市中小企業及び小規模企業振興条例に基づく支援を行う。

3	商店街コミュニティスペース整備及び運営事業への支援	実施主体 ▶	会津若松市
		実施時期 ▶	平成8年度～

- ▶ 商店街等が行う、空き店舗又は空き地を集客力向上のためのコミュニティスペース（休憩所、イベント広場、多世代交流支援施設等）として整備、利用する事業に対し、会津若松市中小企業及び小規模企業振興条例に基づく支援を行う。

4	歴史的景観指定建造物保存整備への支援	実施主体 ▶	会津若松市
		実施時期 ▶	平成9年度～

- ▶ 会津若松らしい景観形成の核となる建造物を「歴史的景観指定建造物」に指定し、維持管理に対する支援を行う。

5	景観まちづくり協定修景整備への支援	実施主体 ▶	会津若松市
		実施時期 ▶	平成6年度～

- ▶ 良好な景観形成を図るため、互いにルール（緑化、建物の形態、色彩など）をつくり、個性あふれるまちづくりを進めようとする地区を「景観まちづくり協定地区」として認定し、その取組を支援する。

6	景観重点地区修景整備への支援	実施主体 ▶	会津若松市
		実施時期 ▶	平成29年度～

- ▶ 鶴ヶ城及びその周辺地区を、景観計画に基づく「景観重点地区」に指定し、修景整備に対する支援を行う。

7	公開空地整備への支援	実施主体 ▶	会津若松市
		実施時期 ▶	平成6年度～

- ▶ 景観まちづくり協定地区などの通りに面した空き地の緑化や、ストリートファニチャーの整備への支援を行う。

8	会津若松駅中町線景観改善事業	実施主体 ▶	会津若松市
		実施時期 ▶	令和元年度～

- ▶ 野口英世青春通りのレンガ舗装の改良など、景観の改善を行う。

[2] ソフト事業

9	市庁舎活用の検討	実施主体 ▶	会津若松市
		実施時期 ▶	令和2年度～令和6年度

- ▶ (仮称) あいづっこプラザや屋外広場などの庁舎空間の具体的な活用について、市民とともに検討する。

10	市庁舎の活用	実施主体 ▶	会津若松市、民間団体、まちづくり会社、商店街等
		実施時期 ▶	令和7年度～

- ▶ (仮称) あいづっこプラザや屋外広場などの庁舎空間を、まちづくりや市民活動の場などに活用する。

11	市庁舎への売店の設置、運営	実施主体 ▶	障がい福祉サービス事業所
		実施時期 ▶	令和7年度～

- ▶ 市庁舎1階の(仮称) あいづっこプラザの1区画に、障がいのある方々が働く「売店」を設置し、市内複数の障がい福祉サービス事業所が運営を行う。

12	金川町・田園町住民コミュニティバス 運行事業	実施主体 ▶	金川町・田園町住民コミュニティバス運営協議会
		実施時期 ▶	平成26年度～

- ▶ 地区の特性や実情を熟知する住民で組織する運営協議会が主体となり、交通事業者や行政との連携によりバスを運行し、当該地域の高齢者の通院や買い物などの移動手段を確保する。

13	まちなか周遊・循環バス運行事業	実施主体 ▶	会津乗合自動車株式会社、合資会社広田タクシー
		実施時期 ▶	平成13年度～

- ▶ 観光施設や公共施設を巡る周遊バス「ハイカラさん」や「あかべえ」、商店街や病院などの公共施設、大型小売店等を経由する循環バス「エコろん号」を運行する。

14	低炭素化推進セミナー	実施主体 ▶	会津若松市
		実施時期 ▶	令和元年度～

- ▶ ゼロカーボンシティ会津若松宣言に基づく、省エネ・電化・再エネ、3R+Renewable (※) の推進やSDGs などについてセミナーを開催する。

(※) 3R+Renewable は、Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル) の3つのRに、Renewable (リニューアブル) を加えた総称。

15	着地型観光推進事業	実施主体 ▶	会津若松観光ビューロー、会津まつり協会
		実施時期 ▶	平成 17 年度～

- ▶ 手ぶらでまちなか観光サービス（手荷物の預かり・運搬）、レンタサイクル、まち歩きスイーツ事業などを実施する。

16	まちなか観光推進事業	実施主体 ▶	会津若松市、まちなか観光推進団体
		実施時期 ▶	平成 9 年度～

- ▶ まちなか観光推進団体が行う「まちなみ整備事業」及び「まちなか活性化事業」を支援する。
 - ・ のれん、看板設置、観光客用トイレの整備
 - ・ パンフレット、マップ作成、イベントの開催 など

17	ナイトタイムエコノミー推進事業	実施主体 ▶	会津若松市ナイトタイムエコノミー推進協議会
		実施時期 ▶	令和元年度～

- ▶ 会津若松市内に宿泊された方を対象に、夜間の観光コンテンツを提供する。
 - ・ 極上のはしご酒事業
 - ・ 東山芸妓キャラバン事業 など

18	七日町市民広場の活用	実施主体 ▶	会津若松市、七日町通りまちなみ協議会女性部
		実施時期 ▶	平成 13 年度～

- ▶ 各種イベントの開催や、まちなかにおける観光客の休憩スペースとして活用する。

19	まちなかライトアップ事業	実施主体 ▶	会津若松観光ルネッサンス協議会
		実施時期 ▶	平成 17 年度～

- ▶ まちなかの歴史的建造物を中心にライトアップを行う。

20	市民総ガイド運動	実施主体 ▶	市民総ガイド運動実行委員会
		実施時期 ▶	昭和 58 年度～

- ▶ 市民一人ひとりが観光ガイドであるという意識を持って、観光客のおもてなしを行う。

21	伝統行事の開催	実施主体 ▶	会津まつり協会、十日市実行委員会、商店街等
		実施時期 ▶	
▶ お祭り等の伝統ある行事を開催する。 (会津まつり、十日市、お日市 など)			
22	まちなかイベントの開催	実施主体 ▶	商店街、市民団体、民間企業、会津若松市
		実施時期 ▶	平成4年度～
▶ 中心市街地において、各種イベントを開催する。			
23	伝統行事及びまちなかイベント開催への支援	実施主体 ▶	会津若松市
		実施時期 ▶	平成4年度～
▶ 伝統行事継続のための支援を行うほか、商店街等の民間団体が広く一般市民の参加を求めて行うイベントに対し、会津若松市中小企業及び小規模企業振興条例に基づく支援を行う。			
24	まちゼミの開催 (得する街のゼミナール)	実施主体 ▶	商店街、まちづくり会社、民間事業者等
		実施時期 ▶	平成26年度～
▶ 商店街等の店舗において、お店の人が講師となり、プロならではの専門的な知識や情報、コツ、趣味の楽しみ方などを無料で受講者に伝える、少人数制(2～7人)のゼミを開催する。			
25	まちの活動応援事業	実施主体 ▶	まちなか賑わいづくりプロジェクト実行委員会
		実施時期 ▶	令和5年度～
▶ 多様な人材が持ち寄る事業アイデアの磨き上げや、その実現に向けて知恵を出し合い、チャレンジへとつなげる仕組みをつくる。			
26	歴史的建造物保存活用マッチング支援事業	実施主体 ▶	会津若松市
		実施時期 ▶	令和5年度～
▶ 歴史的建造物について「使用してほしい」と考える所有者と、使用希望者をマッチングするための支援を行う。			

27	歩行者利便増進道路制度の活用 (実証実験)	実施主体 ▶	会津若松市、大町通り活性化協議会、パナソニックホールディング
		実施時期 ▶	令和4年度～令和5年度

- ▶ 歩道を整備した大町通りで、道路空間を活用した賑わい空間の設置と、車や歩行者の安全性を確保した新しい道路活用の実証を行う。

2 基本方針1に沿った事業

事業の着眼点 ▶ 基本方針1 地域経済のエンジンとして力強く成長していくまちづくり

[1] ハード事業

28	国道 252 号電線類地中化事業	実施主体 ▶	福島県
		実施時期 ▶	平成 20 年度～
▶ 電線類の地中化と歩道の整備、消融雪施設の設置により、まちなみに合った道路づくりを行う。			

[2] ソフト事業

29	生活交通路線等運行維持事業	実施主体 ▶	会津乗合自動車株式会社、関係市町村
		実施時期 ▶	平成9年度～
▶ 市郊外部や周辺市町村と中心市街地を結ぶ路線について、国、県及び関係市町村が連携して支援し、運行を維持する。			

30	空家等改修支援事業	実施主体 ▶	会津若松市
		実施時期 ▶	平成 30 年度～
▶ 市内の空家等を活用して、地域活性化に資する事業または市外からの移住者に対し、空家等の改修費用の一部を助成する。			

31	空家等解体撤去支援事業	実施主体 ▶	会津若松市
		実施時期 ▶	令和5年度～
▶ 管理がなされていない空家等について、解体撤去に要する費用の一部を補助する。 また、会津地域以外からの移住者で解体撤去後に新築する場合や、撤去後に地域のための取組を行う場合は、加算を行う。			

32	創業支援事業	実施主体 ▶	会津若松市、民間事業者、NPO法人等
		実施時期 ▶	平成 26 年度～
▶ 市がNPO法人等と連携し、創業を目指す方に特定創業支援等事業を行う。 また、創業に関わる融資の信用保証料を一部補助する。			

33	チャレンジ企業応援事業	実施主体 ▶	会津若松市
		実施時期 ▶	平成 31 年度～

- ▶ 地域資源を生かした製品の研究開発や、大学等の研究機関と連携した新技術の開発など、新たな事業を展開する際の調査研究や試験的な取組等に対し、会津若松市中小企業及び小規模企業振興条例に基づく支援を行う。

34	中小企業者等の人材育成事業への支援	実施主体 ▶	会津若松市
		実施時期 ▶	平成 8 年度～

- ▶ 商店街等をはじめとした中小企業者が主催する研修事業や、国の機関等が主催する研修に参加する事業に対し、会津若松市中小企業及び小規模企業振興条例に基づく支援を行う。

35	商店街空き店舗誘致事業	実施主体 ▶	商店街、まちづくり会社、福島県、会津若松市
		実施時期 ▶	平成 8 年度～

- ▶ 商店街等が空き店舗対策として、自ら選定した事業者（小売業、サービス業等）を誘致する。

また、市は上記の誘致事業に対し、会津若松市中小企業及び小規模企業振興条例に基づき、空き店舗の賃借料への一部補助を行う。

36	商店街空き店舗対策事業	実施主体 ▶	会津若松商工会議所
		実施時期 ▶	平成 21 年度～

- ▶ 商店街等や事業者が実施する空き店舗対策事業に対し、補助を行う。
 - ・ 賃借料に対する一部補助
 - ・ 上記採択の空き店舗入居者に対する、一部事業資金借入時の利子補給

37	経営力再構築伴走支援による中小・小規模企業者の経営力の強化	実施主体 ▶	会津若松商工会議所
		実施時期 ▶	令和 4 年度～

- ▶ 中小・小規模企業者を対象に、著しく変化する経営環境に対応するため、事業者の自己変革や行動変容を促す伴走支援を行う。

38	創業相談支援	実施主体 ▶	会津若松商工会議所、金融機関等
		実施時期 ▶	通年

- ▶ 新規創業希望者の相談支援を行う。

39	I C T 関連企業の集積	実施主体 ▶	会津若松市、株式会社 A i Y U MU
		実施時期 ▶	令和元年度～

- ▶ 若年層の地元定着と地域活力の維持・発展を目指し、首都圏から I C T 関連企業を集積する。

40	都市機能の誘導支援	実施主体 ▶	会津若松市、民間事業者
		実施時期 ▶	令和5年度～

- ▶ 立地適正化計画に位置付けた都市機能誘導施設（商業施設、子育て支援施設、医療機関、教育・文化・交流施設など）の誘導を図るための支援を行う。

3 基本方針2に沿った事業

事業の着眼点 ▶ 基本方針2 「思い出」を生み、「想い」を育むまちづくり

[1] ハード事業

41	公園施設長寿命化事業	実施主体 ▶	会津若松市
		実施時期 ▶	平成 27 年度～

- ▶ 老朽化が進行している都市公園施設について、利用者が安全で安心して利用できるよう、公園施設長寿命化計画に基づき計画的な改修や更新を行う。
(対象公園) 大町中央公園、中央児童公園など

42	自然景観指定緑地保全への支援	実施主体 ▶	会津若松市
		実施時期 ▶	平成 11 年度～

- ▶ 景観を形成する上で重要な森林、樹木、緑地等を「自然景観指定緑地」に指定し、保全に対する支援を行う。

[2] ソフト事業

43	余暇活動支援事業	実施主体 ▶	会津若松市、障がい福祉サービス事業所
		実施時期 ▶	平成 21 年度～

- ▶ 「余暇活動支援センターふらっと」において、障がいのある方の社会参加の促進のため、イベントや地域との交流、活動の場を提供する。

44	地域活動支援センター事業	実施主体 ▶	会津若松市、障がい福祉サービス事業所
		実施時期 ▶	平成 18 年度～

- ▶ 障がいのある方が地域生活を行うために、日中の活動場所を提供する。
また、ニーズに即したサービスの紹介や社会との交流促進等を行う。

45	子ども未来基金事業	実施主体 ▶	会津若松市
		実施時期 ▶	平成 29 年度～

- ▶ 子ども・子育て支援活動を行う団体に対し、「会津若松市子ども未来基金」を活用して助成金を交付し、経済的支援を行う。

46	まちなかスペース活用事業	実施主体 ▶	まちなか賑わいづくりプロジェクト実行委員会
		実施時期 ▶	令和5年度～
▶ 中央児童公園の利活用や、歩行者天国を実施し、子どもとその家族を対象とした各種催しの開催や、家族連れに優しい空間づくりを行う。			
47	野口英世青春広場の活用	実施主体 ▶	まちづくり会社
		実施時期 ▶	令和5年度～
▶ フリー展示スペースを設置し、地域住民が表現・発信する場をつくる。			
48	景観認定事業	実施主体 ▶	会津若松市
		実施時期 ▶	令和3年度～
▶ 市民が見つけたお気に入りの景観（素敵な景観を創り出している建物や風情のある店先、看板、街並み、路地、緑地など）や、良好な景観づくりに取り組んでいる方を広く募集し、市の素敵な景観として認定する。			
49	大好きな会津絵画コンクール事業	実施主体 ▶	会津若松市
		実施時期 ▶	平成8年度～
▶ 市内の小中学生を対象に、「大好きな会津若松のまちかど」をテーマとした絵画コンクールを実施する。			
50	学校教育を通じた地域への愛着の醸成（生活科・社会科・総合的な学習の時間など）	実施主体 ▶	市内小学校・義務教育学校
		実施時期 ▶	通年
▶ 市内小学校・義務教育学校において、地域のさまざまな場所での活動や体験の過程で、地域の人々、社会や自然、歴史や文化などを自分との関わりで捉え、地域の良さや誇りに気づき、自分の住む地域への親しみや愛着を醸成する。			
51	會津稽古堂市民講座の開催	実施主体 ▶	会津若松市
		実施時期 ▶	平成23年度～
▶ 各種市民講座を開催し、子どもから高齢の方までの幅広い年代の方が参加できる「学びの場」を提供する。			

4 フォローアップの方針

数値目標の達成状況を適切に把握することで計画の成果を検証し、適宜、軌道修正を図ることを目的にフォローアップを実施します。

[1] フォローアップの時期

毎年8月から10月に、フォローアップの作業を行います。

[2] フォローアップに基づく対応

毎年、各事業の進捗及び目標値の達成状況を検証し、軌道修正の必要性に関する協議を行います。

併せて、会津若松市中心市街地活性化協議会に対し、検証結果の報告を行うとともに、必要に応じて事業の追加や内容の変更など、目標達成に向けた改善措置を講じます。

1 これまでの計画の策定経過と前計画の検証

[1] 計画の策定経過

【旧法上の計画（※ 平成 10 年制定）】 平成 10 年度～平成 20 年度（11 年）

【現行法上の計画（※ 平成 18 年改正）】

第 1 期中心市街地活性化基本計画 平成 21 年 4 月～平成 26 年 3 月（5 年）

第 2 期中心市街地活性化基本計画 平成 27 年 7 月～令和 5 年 3 月（7 年 9 か月）

（※ うち、第 1 期国認定計画 平成 27 年 7 月～令和 2 年 3 月（4 年 9 か月））

（※ 法とは「中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）」をいう。）

[2] 前計画（第 2 期計画）の概要

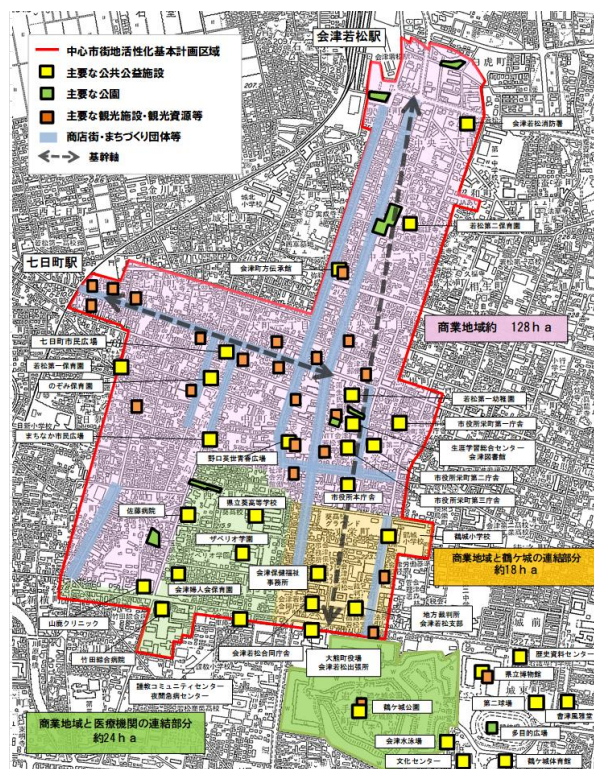
計画期間

平成 27 年 7 月から令和 5 年 3 月まで（7 年 9 か月）

（※ 平成 27 年 7 月から令和 2 年 3 月までの 4 年 9 か月間が、国認定期間）

区域面積 約 170ha

市の玄関口であり、交通の結節点でもある J R 会津若松駅から、商業が集積している中心商店街、行政施設や福利施設等の公共公益エリアを経て、本市のシンボルである鶴ヶ城に至る範囲。商業地域と鶴ヶ城、医療機関等の接続部分を含めたエリア。



基本理念

『城下町回廊の賑わい』

～ まちなかの生活の場・交流の場づくりによる、
賑わいのあふれる、歩いて暮らせるまちづくり～

基本方針

■基本方針1

商業の活性化による魅力あふれるまちづくり

商店街におけるテナントミックスや外観などの一体的な整備、商業施設の整備、個店の魅力向上事業や空き店舗対策事業等によりまちなかにおける商機能を充実し、より多くの人々が楽しめる魅力あふれる中心市街地づくりを進める。

■基本方針2

会津若松らしさを活かした人が行き交うまちづくり

会津若松市が持つ歴史、文化、自然等の豊富な地域資源に磨きをかけ、歴史的な建物や寺社仏閣を活かしたまちなみ景観づくりや、路地裏の整備等により、市民や観光客が回遊し、行き交う中心市街地づくりを進める。

■基本方針3

多くの人々が暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり

多様な公共公益施設や公共交通が集約されていることを活かし、さらなる生活・交通環境の整備により利便性の向上を図るとともに、健康をテーマとしたスマートウェルネスシティ事業やコミュニティ機能の充実、まちづくり人材の育成や起業支援を進めることで、多くの人々が暮らし、集まり、交流し、活動ができる元気な中心市街地づくりを進める。

目標

■目標1

商機能の向上

- 既存ストックである空き店舗や空きフロア等の有効活用や創業者の支援を行うことで、商業の集積を図る。
- 商店街におけるテナントミックスやアーケード、店舗外観等の一体的な整備により、商店街の魅力向上を図る。
- まちゼミなどにより個店や店主の魅力を積極的に発信し、店舗のファンを増やす。

■目標2

交流人口の拡大

- 本市が持つ歴史、文化、自然等の豊富な地域資源を活かし、魅力的な街並みや空間づくりを行い、市民や観光客の回遊性や滞留性を高める。
- 歴史的建造物や市民広場等を活用し、賑わいの拠点とすることで来街者の増加を図る。
- 神社仏閣が多く存在する特徴を活かし、通り全体のイメージづくりと魅力向上を図る。

■目標3

まちなかにおける市民による活動量の増加

- 中心市街地に多様な公共公益施設や公共交通が集約されていることを活かし、さらなる生活・交通環境を整備することで、多くの人々の暮らしの利便性向上を図る。
- 健康をテーマとしたスマートウェルネス事業等やコミュニティ機能の充実、多様な主体によるイベント等の支援により、中心市街地に多くの市民が集まり、活動し、交流する場づくりを促進する。
- まちづくり人材の育成や起業支援を進めることで、多くの市民がまちなかで活動できる機会づくりを進める。

事業等の実施状況

■全体

区 分		事業数	実施数	未実施数	実施率
4章	市街地の整備改善	6	6	0	100%
5章	都市福利施設の整備	7	7	0	100%
6章	街なか居住の推進	3（1）	3（1）	0	100%
7章	経済活力の向上	42（2）	40（2）	2	95.2%
8章	一体的に推進する事業	6	6	0	100%
合 計		64	62	2	96.9%

※ 事業数の（ ）内は再掲事業数。合計の事業数に再掲事業数は含まない。

■各章ごとの実施状況

4章 市街地の整備改善

	事業名	実施時期	実施状況
1	市道若3-221号線拡幅整備事業	H27	完了
2	（都）会津若松駅中町線道路美装化事業	H26～R3	完了
3	国道252号電線類地中化事業	H20～	継続実施中
4	（都）藤室鍛冶屋敷線街路整備事業	H9～	継続実施中
5	人にやさしいみちづくり歩道整備事業 （幹Ⅱ-9号線外 東栄町工区）	H27～H28	完了
6	ICTオフィス環境整備事業	H28～H30	完了

5章 都市福祉施設の整備

	事業名	実施時期	実施状況
1	鶴城小学校改築事業	H23～H28	完了
2	竹田総合病院新病院プロジェクト事業	H19～H27	完了
3	生涯学習総合センター管理運営事業	H23～	継続実施中
4	会津町方伝承館事業	S61～	継続実施中
5	特別養護老人ホーム事業	H26～	継続実施中
6	本町ケアタウン構想調査研究事業	H27～	継続実施中
7	市庁舎整備事業	R2～R7	継続実施中

6章 街なか居住の推進

	事業名	実施時期	実施状況
1	高齢者向け住宅建設事業	H26～H27	完了
2	会津版家守事業	H27～R4	完了
3	本町ケアタウン構想調査研究事業（※再掲）	H27～	継続実施中
4	レーベン会津若松整備事業	H28～H29	完了

7章 市街地の整備改善

	事業名	実施時期	実施状況
1	商業・アミューズメント施設「ロイヤルプラザ」改修整備事業	H29	未実施
2	まちなか憩いの空間、緑化プロジェクト事業	H26～R4	完了
3	まちなか誘導、回遊・交流促進事業	H26～R4	完了
4	夜の城下町観光推進事業	H17～	継続実施中
5	まちなかスペース有効活用事業	H26～	継続実施中
6	商店街等イベント事業	H4～	継続実施中
7	空き店舗対策事業	H8～	継続実施中
8	歴史的建造物を活かしたまちなか賑わい拠点づくり事業	H27～	継続実施中
9	地域中核商業ビル「会津若松ロイヤルプラザ」整備改修構想策定事業	H27	完了
10	景観まちづくり協定支援事業	H7～	継続実施中
11	歴史的景観指定建造物保存活用事業	H9～	継続実施中
12	景観重点地区まちなみ修景事業	H29～	継続実施中
13	神明通り商店街一体的整備構想事業	H26～	継続実施中
14	市役所通り商店街「ファサード改修等による通りや路地空間の魅力創出整備事業」	H26～H29	完了

15	七日町通り門前町づくり一体的整備事業	H27～	継続実施中
16	スマートウェルネスシティ事業(まちなか回遊促進健康づくり事業)	H26～	継続実施中
17	通り・路地裏整備魅力向上事業	H26～	継続実施中
18	まちなかコミュニティ機能再生事業	H26～	継続実施中
19	市民広場等有効利活用事業	H27～	継続実施中
20	七日町通りの地域資源などを活かしたインバウンド向け観光消費創出事業	R元～	継続実施中
21	創業支援事業	H26～	継続実施中
22	会津版家守事業(※再掲)	H27～R4	完了
23	個店魅力向上事業(まちゼミ普及事業)	H26～	継続実施中
24	まちなかナイトバル事業	H23～	継続実施中
25	まちなか子どもフェスタ事業	H26～	継続実施中
26	子育て支援事業	H27～	継続実施中
27	あいづまちなかアートプロジェクト事業	H25～	継続実施中
28	まちなか市民大学事業	H29～	継続実施中
29	「会津の食」ブランド化事業	H26～	継続実施中
30	地産地消運動推進事業	H20～	継続実施中
31	賑わいづくり人材育成事業	H24～	継続実施中
32	まちなかインキュベーション事業	H25～	継続実施中
33	自然景観指定緑地保存活用事業	H11～	継続実施中
34	市民協働推進事業	H26～	継続実施中
35	買い物弱者対策購買環境整備検討事業	H26～	継続実施中
36	本町ケアタウン構想調査研究事業(※再掲)	H27～	継続実施中
37	城下町レンタサイクル事業	H12～	継続実施中
38	余暇活動支援事業	H21～	継続実施中
39	光り輝く商店街発掘・創出事業	H28～H30	完了
40	ふくしまクール(ウォーム)シェア推進事業	H29～	継続実施中
41	空家等改修支援事業	H30～	継続実施中
42	ナイトタイムエコノミー事業	R元～	継続実施中
43	リオン・ドール神明通り店整備事業	R2～R4	未実施
44	ふくしま小規模企業者等いきいき支援事業	R元～	継続実施中

8章 一体的に推進する事業

	事業名	実施時期	実施状況
1	地域巡回・コミュニティバス運行事業	H19～	完了
2	生活交通路線等運行維持事業	H9～	継続実施中

3	金川町・田園町住民コミュニティバス運行事業	H26～	継続実施中
4	まちなか周遊・循環バス運行事業	H13～	継続実施中
5	ハブ機能整備事業	H27～	継続実施中
6	公共交通と商店街等との連携による活性化事業	H27～	継続実施中

目標の達成状況

目標	目標指標	基準値	目標値	最新値	達成状況
1 商機能の向上	新規出店者数 (過去5年平均)	8.8 件 (H26)	13.6 件 (R4)	18.8 件 (R3)	A
2 交流人口の拡大	歩行者通行量 (平日と休日の加重平均)	26,151 人/日 (H26)	27,675 人/日 (R4)	24,162 人/日 ※(R元) (R2以降調査中止)	C
3 まちなかにおける市民による活動量の増加	活動拠点施設利用者数	512,179 人/年 (H24)	530,233 人/年 (R4)	340,411 人/年 ※(R3)	C

(基準値からの改善状況) A：目標達成、B：基準値達成、C：基準値未達成

(※) 歩行者通行量は調査方法の見直しにより、また、活動拠点施設利用者数は新型コロナウイルス感染症の影響により、状況が大幅に変化したことから、過去のデータとの比較が困難であるため、参考値として記載。

目標の達成状況については、空き店舗対策への支援や、関係機関と連携した創業支援等により、指標の一つである「新規出店者数」は目標を達成している。

また、「歩行者通行量」や「活動拠点施設利用者数」は目標達成には至らなかったものの、生涯学習総合センターや、各通りに新たに整備されたまちなかコミュニティ拠点等を、多くの地域住民が利用しており、「学びや活動の場」として有効に機能している。

評価

※ 令和元年度会津若松市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告より（国認定最終年度）

■地域住民の意識の変化

令和元年度に実施した市政モニターへの調査（中心市街地の状況を5年前と比較）では、「全体の魅力」についての設問で、「増えた・少し増えた」が10.5ポイント増加し、「減った・少し減った」が14.1ポイント減少するなど、市民意識に若干の改善がみられたが、大半は変わらない、減ったと答えており、活性化に向けた一層の取組が必要である。

■中心市街地活性化協議会の意見

令和元年度の取組では、商機能の向上の面において、新規出店者数が目標値をクリアし、基準値の約2倍の成果が発現するなど年々増加傾向にあり、市街地での商業集積効果が顕在化してきているものと思われる。

一方で歩行者通行量や活動拠点施設利用においては、目標値に及ばなかったものの、歴史的建造物を活用したまちなか拠点整備、空き店舗対策事業、さらには市民協働による賑わいづくり事業などの推進により、市民意識の点で市街地全体の魅力向上ポイントが増えているものと思われる。

今後は、来街ターゲットをより明確にし、特に若者の来街促進のために、その感性に訴える文化・芸術等の視点やインバウンド促進の面での中心市街地活性化の取組が必要であると考えます。

新規出店者数の増加や市民意識の向上の面などで、一定の成果もみられるが、これまで実施してきた諸施策を検証しつつ、中心市街地活性化のため「まちの経営資源」の発掘・活用について継続した取組が望まれる。

2 中心市街地活性化協議会

会津若松市中心市街地活性化協議会は、改正中心市街地活性化法に位置付けられた組織として、平成19年2月21日に設立されました。

本協議会は、市が策定する基本計画に対し意見を提出する機関として、商業分野をはじめ、地域全体をさまざまな角度から協議検討し、総合的な中心市街地の活性化を推進する組織です。

協議会の設立に当たっては、会津若松商工会議所と株式会社まちづくり会津が共同設立者となり、関係機関・団体等へ呼びかけ、協議会委員を構成するとともに、経済産業省東北経済産業局や国土交通省郡山国道事務所等の行政機関をオブザーバーとして組織編成されています。

■ 構成員

【委員】

役職名	団体名	団体役職名
会長	会津若松商工会議所	会頭
専務	会津若松商工会議所	専務理事
	会津若松商工会議所	女性会会長
	会津若松商工会議所	青年部会長
	株式会社まちづくり会津	代表取締役
副会長	協議会の同意により、会長が選任	
	会津若松市	市長
	会津若松市商店街連合会	会長
	神明通り商店街振興組合	理事長
	会津若松市役所通り商店街振興組合	理事長
	大町四ツ角中央商店街振興組合	理事長
	野口英世青春通り協議会	会長
	七日町通りまちなみ協議会	会長
	会津ふれあい通り大和町桂林寺町商店会	会長
	アネッサクラブ	代表
	会津若松市本町商店街振興会	会長
	大町通り商店会連合会	会長
	東北電力株式会社 会津若松支社	支社長
	株式会社N T T東日本 - 福島 会津支店	支店長
	会津若松ハイヤー営業会	会長
	東日本旅客鉄道株式会社 会津若松駅	駅長
	社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会	会長
	会津若松市建設業組合	組合長
	一般社団法人福島県建築士事務所協会 会津支部	支部長
	公益社団法人福島県建築士会 会津支部	支部長

	株式会社エフエム会津	代表取締役
	一般財団法人会津若松観光ビューロー	理事長
監事	会津若松市金融団（東邦銀行会津支店）	幹事長（取締役支店長）
監事	会津商工信用組合	理事長
	会津信用金庫	理事長
	会津よつば農業協同組合	代表理事組合長
	公益社団法人会津青年会議所	理事長
	会津漆器協同組合	理事長
【オブザーバー】		
	経済産業省 東北経済産業局	局長
	国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所	所長
	国土交通省 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所	所長
	福島県商工労働部	部長
	福島県会津地方振興局	局長
	福島県会津若松建設事務所	所長
	福島県会津若松警察署	署長
	公立大学法人 会津大学	学長

会津若松市中心市街地活性化協議会設置規約

（協議会の設置）

第1条 会津若松商工会議所及び株式会社まちづくり会津は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

（名称）

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、会津若松市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第3条 協議会は、会津若松市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、必要な事項を協議し、会津若松市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画の実行に寄与し、総合的な中心市街地活性化の推進を図ることを目的とする。

（活動）

第4条 協議会は、その目的を達するため、次の活動を行う。

- (1) 会津若松市が作成する法第9条第1項に規定する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 国の認定及び支援を受けようとする民間ベースの事業計画についての協議
- (3) 会津若松市中心市街地の活性化に関する協議会構成員相互の意見及び情報交換
- (4) 中心市街地活性化のための、研修及び情報交換
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

（協議会の事務局）

第5条 協議会の事務局を株式会社まちづくり会津に置き、庶務を行う。

（協議会の構成員）

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 会津若松商工会議所
- (2) 株式会社まちづくり会津
- (3) 会津若松市（法第15条第4項第3号）
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第7条 協議会は、会長、副会長、専務及び委員をもって組織する。

(会長、副会長、専務)

第8条 会長は、会津若松商工会議所会頭をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、協議会の同意を得て、会長が選任する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

5 専務は、会津若松商工会議所専務理事をもって充てる。

6 専務は、会長、副会長を補佐し幹事会との調整にあたる。

7 会長、副会長、専務は、非常勤とする。

8 会長、副会長、専務の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(委員)

第9条 委員は、第6条第1項に掲げる者が指名する者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第10条 協議会の会議は（以下「会議」という。）、会長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

4 会議の議事は、出席委員の2分の1以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第11条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第12条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、会費、補助金及び負担金、その他の収入により負担するものとする。

2 委員の年会費は、会長が別に定める。

(協議会の監査)

第14条 協議会の出納を監査するため、監事若干名を置く。

2 監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。

3 監事は、非常勤とする。

4 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

5 監事の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成19年2月21日から施行する。

2 協議会設立時の第8条第8項及び第14条第5項の任期は、平成21年3月31日までとする。

3 本改正規約（第8条第3項改正）は、平成29年5月8日から施行する。

3 市民協働による取組

中心市街地活性化基本計画の基本方針に沿った取組を行う組織として、住民、事業者、関係団体、行政などによる以下の実行委員会が設立されています。

■まちなか賑わいづくりプロジェクト実行委員会

【会員】

団体名
会津まちづくり応援隊
株式会社まちづくり会津
会津若松商工会議所
会津若松ルネッサンス協議会
一般財団法人会津若松観光ビューロー
大町通り活性化協議会（ORP）
大町四ツ角中央商店街振興組合
七日町通りまちなみ協議会
野口英世青春通り協議会
神明通り商店街振興組合
会津若松市役所通り商店街振興組合
鶴ヶ城北出丸大通り活性化協議会
会津若松市本町商店街振興会
会津ふれあい通り大和町桂林寺町商店会
会津若松市中央通り商店振興会
会女通り商店会
博旁町通り町並み会
会津若松市

（事務局：会津若松市商工課）

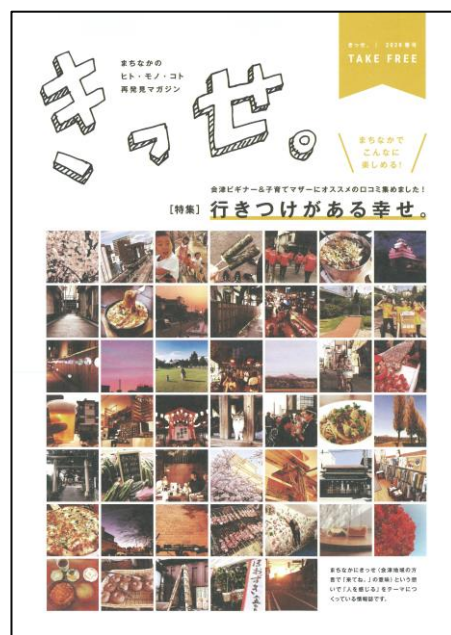
【これまでの主な取組】



景観づくり（板塀）ワークショップ



広場を活用したイベントの開催



まちなかの魅力の情報発信



スマートフォンアプリ
会津古今旅帳



バナー・のれんの設置

まちなか賑わいづくりプロジェクト実行委員会規約

(目的)

第1条 会津若松市中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業の実施を通して中心市街地の活性化を図るため、「まちなか賑わいづくりプロジェクト実行委員会」を組織し、豊富な地域資源を活用した交流人口の拡大や回遊・滞留を促進する取組のほか、地域住民をはじめとした多様な主体の参加の促進や人材育成等、まちなかの賑わい創出に資する事業を展開する。

(名称)

第2条 本実行委員会は、まちなか賑わいづくりプロジェクト実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(事業)

第3条 委員会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行うものとする。

- (1) 会津若松市中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業
- (2) その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 委員会は、まちなかの賑わい創出を自ら推進する団体を会員とし、別表に掲げるものをもって組織する。

(オブザーバー)

第5条 委員会は、必要に応じて、事業を側面的に支援する団体をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員)

第6条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

- 2 役員は、総会にて選任する。

- 3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、委員会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代理し、その他必要があるときは委員会を代表する。

- 3 監事は、委員会の会計を監査する。

(相談役)

第8条 委員会は、必要に応じて、相談役を若干名置くことができる。

2 相談役は、会長経験者及び委員会の活動に深く関わった者とし、会長が任命する。

3 相談役は、事業の実施に当たり、必要な助言を述べることができる。

4 相談役の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第9条 委員会の総会は、会長が召集し、事業計画、予算及び決算、その他会長が必要と認めた事項を審議し、決定する。

2 総会においては、会長が議長となる。

(会議)

第10条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、会津若松市観光商工部商工課内に置く。

2 事務局長は、会津若松市観光商工部商工課長をもってこれに充てる。

(会計)

第12条 委員会の経費は、会津若松市の負担金、各会員の負担金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

2 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成26年5月30日から施行する。

2 この規約は、平成27年5月14日から施行する。

3 この規約は、令和元年5月13日から施行する。

4 第3期計画の策定経過

年 月	内 容	
令和3年1月19日	計画策定に向けたセミナー	・ 中心市街地活性化の必要性 ・ 基本計画策定の進め方
令和3年11月11日～ 11月24日	ロジックツリーの作成、まとめ	・ 中心市街地のあるべき姿、解決すべき問題の可視化
令和4年1月～4月	骨子の検討	・ 中心市街地活性化の目的、 ・ 中心市街地のあるべき姿 ・ 基本理念、基本方針等
令和4年4月	市商店街連合会との意見交換	・ 中心市街地のあるべき姿 ・ 基本理念、基本方針等
令和4年5月上旬	骨子案の完成	
令和4年5月11日	中心市街地活性化推進本部幹事会	・ 骨子案の検討
令和4年5月17日	中心市街地活性化推進本部会議	・ 骨子案の検討
令和4年5月24日	中心市街地活性化協議会	・ 骨子案の提示、意見聴取
令和4年6月16日～ 6月30日	基本方針ごとの課題設定	・ 中心市街地のあるべき姿 ・ 問題及び要因の把握 ・ 対処すべき要因の特定 ・ 課題（解決策）の把握
令和4年7月7日	基本方針ごとの課題設定	・ 上記に関する庁内関係課ワーク
令和4年8月8日	市商店街連合会との意見交換	・ 問題及び要因 ・ 課題（解決策）
令和4年8月～	事業の検討	・ 庁内個別ヒアリング ・ 会津若松商工会議所、（株）まちづくり会津、商店街等個別ヒアリング（※ 継続中）
令和4年10月10日～ 12月7日	住民向けアンケートの実施	・ 会津若松市内の暮らしに関するアンケート ・ オンラインアンケートフォーム （チラシ、市ホームページで広報）
令和4年11月中旬	原案の完成	
令和4年11月21日	中心市街地活性化推進本部幹事会	・ 原案の検討
令和4年12月20日	中心市街地活性化推進本部会議	・ 原案の検討
令和5年1月18日	中心市街地活性化協議会	・ 原案の提示、意見聴取

年 月		内 容
令和5年1月31日～ 3月1日	市民意見公募（パ ブリックコメン ト）の実施	・意見なし
令和5年3月31日	計画の策定	

